

いま、北海道農業・農村へおくるメッセージ

局面打開の論理と実践

札幌大学 経済学部 教授
 (北海道大学 名誉教授)

黒柳 俊雄



黒柳 俊雄(くろやなぎ としお)さん
 1931年札幌市生まれ。
 1958年北海道大学大学院博士課程(農業経済学専攻)修了。農学博士。
 1963~64年スタンフォード大学留学(フォード財団招聘)。
 1967年北海道大学農学部助教授。
 1985年北海道大学農学部教授。
 1994年北海道大学名誉教授。
 札幌大学教授(経済学部)。
 日本農業経済学会会長、日本経済学連合評議員、農林水産省統計観測審議会委員、北海道農業振興審議会会長、北海道米品質問題研究会会長、韓国農村振興庁海外名誉研究官、などを歴任。
 著書・「基本法農政の経済分析」(第2回・東畑記念賞)「農業構造政策～経済効果とその展望～」[「国際化時代の北海道農業」]ほか多数。

日本と外国の「農業支持」の違い

さいきん、日本では相も変わらぬ農業批判が、外国の現状、地球環境を無視して行われてきている。それらを若干例示すれば次のようなものがある。一つは、自由化対策の大綱で、六兆円もの補助金を獲得し、何が規制緩和だ、「市場の原理」の適用だ、という。二つには、この六兆円は、従来の経常予算に含めるか否か、村山総理の決断がなかつたら、経常予算に含められていただろう。三つには、農地改革は「田分け」であつたが、たわ

け「二鹹けでなかつたのか等々」。本来、予算に関しては、六兆円の半分でいどしか国費の負担でないこと、純粋に市場の原理下に農業をさらしている国はないこと、一九八〇年を二〇〇とする農業予算規模は、アメリカ一九二、EU三三七といずれも大幅に増加しているのに、日本だけが生まじめに八一と減らしていることがあげられる。これらをめぐつてのマスコミの論調は、いきなり、日本農業を「市場の原理」下にさらして成功

すると思つてゐるかのようである。一方で、アメリカ一辺倒の輸出は、今日の「田高経済」を生み、その打開策が海外立地で「空洞化」を招き、北海道の過疎化も進むばかりである。しかし、こうした海外立地は「三角貿易」を通じ、依然として対米輸出になつてゐる。さらに日本のマクロ政策は、いくら利子率を下げても、設備そのものが過剰のため、利子率の国民所得弾力性が極めて非弾力的なのに、ただ利子率を引き下げただけのマイナス面が農業にも及んできている。ところが昨秋訪れたフィンランドや韓国はどうか。フィンランド

は、本来「北欧の日本」と言われるように、輸出で成長をし、福祉の源泉を支えて来たが、ソ連経済のダメージで「カジノ経済」と言われる今日。しかし、一貫してこの国はエネルギー資源に恵まれないのに、造船、携帯電話、気象観測機器、医療機器など、機械工業で輸出の四二%も占め、一方で農民所得の三分の二にもほる補助金で農業を以下のようにキメ細かく保護し、しかも安全保障上、一

く五年分もの食料用ならびに飼料用の穀物を備蓄している。

たとえばそのキメ細かさは、構造改善事業であるが、農場の購入にはその七五%の評価額を対象に、全国を四地域にわけた制度資金金利を設定、融資対象者の資格は、六〇歳以下、家族経営、農場周辺に居住すること、投資効果を出せること、専門技術を持っていることといった場合である。そしてEUに加盟するかどうかは「国民投票」にかけるという国である。このことこの出来る背景には、タフシ—リー、フライバーでも殆ど凡てが英語を話せること、国会議員の約四割、

大臣の約二割を女性が占めていることも日本と違い、無視出来ないかもしれない。

韓国も「農業は自分のおふくろ」お盆にふるさとへ帰るのは「ふるさとが心の財産」だからだということ。今日、三ha以上の米作農家の生産費を調査し、今後の自由化、営農

北海道農業局面打開への論理と実践

過剰投資の回避

と需要の拡大

北海道開発予算の中で農業基盤整備は約二割を占めているが、一向にコストは下がらず、離農戸数は依然増加しつつある。非農業からすれば、なぜコストが下がらないのか。農業にすれば、コストが下がらないのに価格が下げられるので、離農も止むなしということになる。その論理は簡単である。農業の拡大再生産、所得増には、農業投資が必要条件で、これが労働の生産性を引き上げ、コストを下げ、所得の上昇、投資をまた増やすという循環が起ころる苦。

ところが日本農業では、労働生

への意見を一五九万農家すべてから聴取したという。さらに一兆円のガット対策費には「農村振興税」を法人税、証券取引税などに上乗せして確保しているという。コメ備蓄も二〇〇日分の約一六七万トンに及んでいる。如何に日本と異なることか。

産性が上がる機械等投入財を導入出来ても、その投入財価格が割高なと、その稼働率の低さがコストタウンにつながらない。これは、規模拡大してコストタウンになるのも同じで、要するに利率よりも資本の限界生産力が低い「過剰投資」のためである。このように投入財価格が割高で、稼働率が低いにもかかわらず、なぜ投入が行われるのか。

それは、労働が軽減されると、「投資限界」を計測する方法を知らなかつたり、資料を作っていないため、投資限界が計測出来ないことによる。また現在の「補助金」は農家の創造的能力を引き出すことによつてコストタウンさせる誘

因となる部分は少なく、地域や営農実態、経験等が異なつても画一的な補助規定で投入が行われざるを得ない性格を持っているため、コストが下がらない。

制度資金も、農家が利回りを計測出来ないケースが多いのと、計測出来ても、これより安い資金を入手する機会がないことも重視せざるを得ない事実である。ましてや預金金利は変動金利でも、負債金利は固定化されている場合が多く、このギャップも大きい。

さらに農業改良普及員は二元来、技術者が圧倒的に多く、ソフトの社会、経済的対応はマイナーであるため、「指導金融」の素地が極めて弱い。これらの反省を、制度、教育、農民自身の経営展開の中に採り入れない限り、日本農業、ましてや專業地帯北海道農業のコストタウンは、絶望的で、「離農」の二文字だけが残らざるを得ない。

一方、輪作が生産力の維持、発展、また環境政策上も極めて重要なことは周知の通りであるが、アメリカの九七倍もの農地価格、名目資金世界一、他の投入財価格も

国際価格の二〜三倍といつ中で、小麦、ばれいしょ、ピート、豆類など、どれをとつても、極めて付加価値の低い食料価格で限界価値生産力が利率をペイし難いことも自明の理である。

そこでは、たとえば牛乳が余つても、高度の専門技術の提供出来る非農業の協力を積極化することにより、医薬品、先端技術商品の原料化等々が出来ると、限界価値生産力は上がり、利率をペイ出来るようになる。そうしたところへの投資は、経済学の教える、投資の一重性により、有効需要効果を高め、地域経済にも大きく貢献出来る。北海道経済が都府県に比べ、開発塾度、の低いまま同じ範疇の経済発展を考えると自体ナンセンスではないか。

第一次産業の原料を悉く高付加価値化に向けて再点検することにより、他産業と結びつけた、産業複合 (Industrial Complex) の考えこそ、北海道現局面での経済発展策にも結びつくというものである。デンマークの教訓を実践しよう。

〈参考報道記事・転載〉
5年(平成7年)1月12日(木曜日)

北海道新聞

ホクレンと北農中央会 道経連に今春加入

これまで一産産団体の中央会、阿部忠男会長とが昨年から働き掛けていた入会がなかった道経連、ホクレン(藤野貞雄会長)が加入する。農業抜きに(戸田一夫会長、三宮元)が加入する。農業抜きにの分野を中心に連携を強め(十四会)に、四月一日付は将来の本道経済の発展はていく意向だ。

道経連と農業団体は従来、農産物の輸入自由化など利害が反することが多かった。しかし、道経連は本道への企業進出が伸び悩んでいる現状から「経済基盤を高めるには地場企業の育成が欠かせない。なかでも肥料や農機具など農業の周辺産業の潜在能力は大きい」(近藤英雄事務局長)と判断した。

一方、ガットのワルグア

イ・ラウンド農業団体の国際競争力を求められていた農業団体も「生産者の発言力が高められる」(金野西敏)と加入し、入会に踏み切ることになった。

今後は食品加工技術の付加価値を高めるための共同研究などに取り組むほか、流通や国際貿易などの分野でも積極的な情報交換を進めていく予定。

大学農学部と 農協のリストラ

コストダウンに改良普及制度の不備を述べたが、今こそアメリカの州立大学のような農学部のシステム改革が必須である。現在の日本の農学部研究者は、研究、教育、普及の三役をアト・ランダムに行っているであつて、極めてその生産性は低い。したがつて、ある期間、この三つのいずれかに専念させる。たとえば、研究↓教育↓普及↓研究、研究↓普及↓研究、研究↓教育↓研究etc.そして、普及にたずさわる期間は、官庁、

試験場、改良普及所と密接な組織的接触を行い、それらのハードとソフトの結合システム成果を農家と試験場ないし大学との間でフィードバックさせるのである。このシステムにより、農家と研究者が絶えず連続した時間の中で互いに学び、早く成果を期待出来るよう。

次は、北海道の農協の連合会が他の都府県のそれらと異なり、その組織、経済力等が大きいことから、①情報、②流通ネットワークについて国際化、全国農漁協・生協とのネットワーク作りに着手するということである。情報については、カリフォルニアとデュッセルドルフ、アムステルダムに特派

員を置いて、農家の望む最新の海外情報入手、還元する。それには、ビデオ、FAXを当面利用する。特派員には研究者を主として充てる。

また、食品の安全性はじめ、他の商業新聞で載せたがらない情報は、要約して広告として掲載させる。北海道の農産物には製造年月日と産地名を入れる。また北海道消費者協会と組んで食品、特に輸入食品のチェック結果を全国に流す。このチェックは、全国でこのような組織化を行い、量的には分担する。

流通ネットワーク化については、非農業の協力を得て高付加価値商

(参考資料) 諸外国の備蓄とわが国備蓄コストの低減

〈1994.11.11札幌市で開催の「農業情勢の変化と生き残りの戦略」フォーラムにおける、筆者の「農産物の自由化と備蓄」と題する講演レジュメから一部を抜粋転載した。〉

1. 「備蓄」の概念

単なる過剰分が結果として貯蔵される「在庫」と異なり、緊急時に備え長期保存する保険の役割を持った、計画的食糧貯蔵とその生産手段としての農地、その他の投入財の計画的貯蔵および技術水準の維持、向上を総称したものの。特に保管期間が問題。

2. 諸外国の現状

1) 多くの国は法令に基づき2カ月(韓国)~15年(スウェーデン)にわたり、農業関係省庁が主体、戦争、冷害に備える。予算は農水省予算の5%以内(スウェーデン)が殆ど。フィンランド2%、家庭内備蓄14日(ドイツ)。

2) 備蓄品目: 穀物、豆、米、脱脂粉乳、野菜、マーガリン等(スウェーデン)、非常食、砂糖、油脂、飼料用穀物、種子等。

3) 保管方法: 民間倉庫の借り上げ(ドイツ、韓国) 食糧生産の少ない所に食糧備蓄、食糧の生産地域には肥料の備蓄(スウェーデン)。

4) フィンランド: 小麦、ライ麦が食料(40万t)。大麦、燕麦(20万t)、種子(5.5万t)、しかし不作で減の時もある。小麦や大麦は5~7年良質のまま、ライ麦、燕麦も4~5年はO.K。夏はサイロ内温度+15°C、冬は-15~-20°C。

5年ローテーション(種子1~2年)で備蓄。問題は金利。今は7%だが上下す。しかし政府の安全保障のための備蓄量に対し、穀物庁Grain Boardの在庫量は全部で約2倍、この差の燕麦はスイスやアメリカへ販売、小麦はアフリカへの食料援助。EUに加盟すると、安全保障量を減らせと言うかも。農地備蓄の考えはセットアサイドと同じようなもの、統合で穀物の国家備蓄は石油備蓄と共に、産業安全保障庁Industry Security Boardに移管されるのではないかと。

5) 韓国: 米を60日分84.4万t 国家備蓄。そのほか大麦、小麦粉、小麦も。また30日分の米を家庭内備蓄奨励。予算は、農水省予算の26%、農協、民間倉庫を借り上げ、保管、金利、倉敷を政府負担。保管期間の取り決めない。古い方から売却、毎年財政負担軽減のため放出。

3. 日本の備蓄における課題と対策

1) 課題: ①棚上げ備蓄と回転備蓄があいまい。②備蓄量は130万t~200万tと財政当局は少ない方を主張。③政府備蓄か民間備蓄か。

* 財政負担が問題。

輸入米と国産米で200万t 備蓄し、飼料用で処分すると年間3,000億円。(農水省予算の10%)。

2) 今後の対策: 備蓄コストと品質劣化の比率は、太田英之氏の試算では後者が74%と大きく、冷蔵保管料は、0°C、湿度65~80%で、玄米t当たり7,500円という、また船越元氏によれば、輸入高級米を15年備蓄しても品質劣化しなければ、国内現行価格と変わらない。

今までの、我々の自然科学グループの研究結果は、「貯水池地下層冷水塊利用」による備蓄が対応力を持つようだ。とにかく、国民の9割は備蓄必要と、そして国産米を望む者が70%。FAOは17~18%の備蓄を望む=170~180万t。今後いかに品質不変の冷熱貯蔵コストを低下させるかに関する研究開発が早急に望まれる。

品を創造、パテントをとり、輸出(種子、種畜など)も考える。投入財(農業機械、施設、農薬など)で国産が高ければ、独自のP・Bのものを海外に発注する。

それから、外食産業の行っているサービスの一部分を農家に兼業として従事させる。さいごに、備蓄であるが、冷熱貯蔵で低コストの道を探り、北海

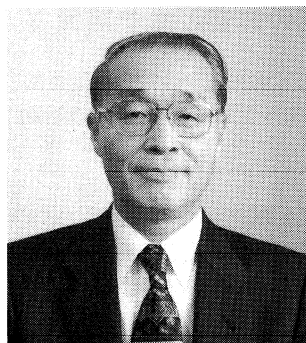
道・東北でその実験を進めるべきである。これらの費用は、このような取り組みをするため、新たなリストアップの費用として農水省に要求すべ

きもので、パイロット事業として成果の上がり次第、事業化するということである。

北海道発信の「農政」と「具体的実施」を

社団法人 日本中小企業技術振興協会
常務理事・北海道支部長

太田 英之



太田 英之(おおた ひでゆき)さん

1933年留萌郡小平町生まれ。
1956年中央大学理工学部土木工学科卒業。建設省入省(土木研究所 河川第一研究室研究員)。
1977年大幸工業株式会社 代表取締役。
1986年株式会社グローバルエンジニア会長。
1987年社団法人・日本中小企業技術振興協会常務理事。(北海道支部開設)初代支部長。
主たる公職:土木技術検討委員会委員、食糧備蓄基地構想委員会委員、など。
主たる論文:「海岸保全マニュアル」入門編、「農用地備蓄論」、など。

農業・農村環境問題は、将来食料が不足すると考えるのか、考えないのか。また、これから将来にかけて生まれてくる幾兆億の人の為に次世代に引き継がせるのかの考え方で決まると思われる。

農業本来の目的の再認識

農業本来の目的は、安全な食料を安定した価格で安定供給する三 points に集約される。

わが国の農政は、「農業基本法」に基づき農業生産を主体に効率を高める目的で農業政策が進められてきた。しかし、近年は環境問題、農村問題が含まれ「新農政プラン」では、食料、農業、農村の三つを柱として、従来の目的に環境・地域の問題が加えられた。

それであれば農業の多面的役割

(外部経済効果)の評価をし、適正な費用の分配比率を明確にして国民が負担する必要があると思われる。

日本は食料を一〇〇%自給は出来ないものであるから、基本的に将来日本人の栄養政策に基づいて確保すべき食料を決め、食料政策を確立して、国内で生産するものを明確にすることである。そして国内生産についての責任をもつのが農業の基本原則で目的である。

農業問題は即食糧問題であったのが、環境問題、地域の問題まで含まれたいま、農業分野の関係者のみに任すのではなく、生産者と消費者、大きく言えば国民全体が生存を掛けての論議をし、安定した確かな将来展望の方向性を見出し、具体的に推進して行かなければならないのである。

戦後農業は発展してきたが、他産業の発展に比べて遅れたのは、農業は他産業との交流が少なく、人材、資源などの他産業への流出である。

世界各国の産業発展構造を分析したコーリン・クラーク氏によれば、経済が発展するほど第一次産業の比重は低下し、第二次産業、第三次産業の比重が高くなるという「パティの法則」を発表している(注1)。

農業の比重は所得ペースでも、労働力ペースでも低下するのは、農業は年一回の生産で成長率が低いこと、多産業への流出の結果でもあり、これが他産業を成長させたとも言えるのである。農業は成長

産業ではないが、人間生存には欠くことのない比較優位産業であることは間違いないのである。

基本原則が明確でないために、将来計画が不透明となり、農業、農村を疲弊させた要因でもある。この基本原則を構築するために、生産者、消費者が同一の場合で論議をし、何時如何なる場合でも食料の安定供給が出来る「食料基本法」を制定する必要がある。

そこで農業の役割が明確になり、北海道農業の位置づけが明確になるのである。つまり農業が他産業と差別しなければならぬ所以は国民の食料を安定して供給しなければならぬ義務を負っていることであり、農業政策もまた国民を飢えさせない農業の維持を確保することにありと思われる。

北海道の農業

北海道の農業は先住民が自給の野菜などを栽培していたことから始まり、幕末には道南地方に僅かではあるが開墾されていた記録が残っている。本格的に北海道で

農業が行われるようになったのは明治維新後に開拓使が設置されてからで二二〇余年の歴史である。

北海道農業の特徴は、比較的広い経営面積を基礎として、自然条件の厳しさに耐え、近代的農業技術を導入し、本格的な農業経営を行う専業農家を中心にして、稲作、畑作、酪農、畜産を主な柱として、地域の条件・特色を加味しながら、土壌改良、基盤整備を積極的に進め、多様な発展を遂げてきた。

主な作物の単位収量は半世紀ほどの間に二倍から三倍に増大し、生産性では都府県農業を凌ぐまでに成長し、全国の農業生産額に占める北海道の比重も増大し、主産地としての地位を高め、国民の食糧の安定供給に大きな役割を担い、我が国最大の食糧供給基地となっている。

北海道で農業は、比較優位産業として北海道の重要な基幹産業となり、関連産業も数多くあり、産業や経済に大きなウエートを占めている。

表-1 農業就業人口の推移

(単位：万人、%)

	男女計	年齢				男	女	
		15~44	45~54	55~64	65以上			
実数	4年度	357	67	53	116	121	181	176
対前年度 増減 ▲ ▼ 率	元年度	▲2.6	▲2.3	▲5.1	▲4.1	3.8	▲2.9	▲2.4
	2年度	▲3.9	▲7.1	▲13.5	▲5.6	5.5	▲3.5	▲4.3
	3年度	▲3.1	▲6.3	▲12.5	▲4.5	5.2	▲2.1	▲4.5
	4年度	▲6.1	▲9.5	▲5.4	▲9.4	0.0	▲4.7	▲6.9
	5年 4~12月	▲6.2	▲9.7	▲5.5	▲10.0	▲0.8	▲4.6	▲7.6

資料：総務庁「労働力調査」

注：農業就業人口は、15歳以上の世帯員のうち、毎月の末日に終わる1週間に1時間以上仕事に従事し、農業を主な仕事とした人である。

北海道発信の「農政」を

この北海道農業が維持発展しなければ、日本農業の発展はなく、日本の食糧供給に大きな影響が及ぶのである。しかし、中央の考え方は、物と数を流通させる物流中心の議論が主体であり、地方は地域に及ぼす影響が主体の議論で考え方の差が大きい。

農政は、地域の特質を考慮されなければならぬもので、北海道から沖縄までを一律な中央発信の農政で出来るような単純なものではない。

例えばウルグアイ・ラウンド合意対策にしても論議された大半が「米」問題で、北海道農業に影響の多い畑作、酪農についての論議があまりにも少なかったと思われる。また、中山間地問題などは新農政プランによる農政問題でウルグアイ・ラウンド以前の問題である。

中央発信の農政は常に物と数の農政であることを認識することである。

北海道は地域の特質を生かした北海道発信の北海道農政を確立して推進していかなければ、北海道農業の発展は望めない。また北海道においても、道南、道央、道東、道北などの特質を考慮した農政が必要である。

北海道農業の展望

農業生産の基礎である我が国の農耕地面積は、明治の半頃より、五〇〇万haを維持し、昭和の初めには六〇〇万haを超えるまで拡大していた。

北海道は、明治の半頃は五・六万haでしかなかったが、一貫して拡大傾向を維持し、昭和元年には七八万haを超え、昭和四〇年半ばには一〇〇万ha、現在は一二〇万haと拡大している。

昭和三〇年代の高度経済成長の頃より、三十年間で、都府県では一二〇万haも減少しているが、北海道は二五万ha拡大し、その結果全国で五〇〇万ha台の農耕地を保持しているのである。

農業粗生産額は、全国の一

〇%を占め、如何に低価格の農産物を提供しているかが分かるが、逆に言うと、如何に付加価値の少ない物を提供しているとも言える。

北海道農業の全国比重は、高度経済成長の始まる昭和三十年代には、人口五%、経済規模五%、農業生産五%で平衡していたが、現在は人口四・六%、経済規模三・九%で、農業生産は一〇%を超えシエアの面からみると発展していることになる。他にこれだけ発展した産業は北海道に無いと思う。

都府県農業の衰退に要因もあるが、北海道農業は経営戦略次第では発展の可能性の高いことを示しているのも事実である。

これからの課題

大きな問題の一つに後継者、担い手問題があるが、私は常々農業後継者を育てるといつ狭い考えでなく、如何に非農業者が農業と直接、接触して、農業を理解していくことかであると思っている。私

どもは子供の頃農作業は日課のごとく経験してきた。

人間、経験したことの無いことは出来ない。我が国は長い農耕社会の生活の中で、文化を作り歴史を作ってきたのである。日本文化の理解と継承、歴史を学ぶために育て作る農業経験が必要で、これが情操教育にもなり、豊かな人間形成の一助になると思われる。そのなかから後継者、担い手が育ってくるのである。

そのためには、青少年に農業に接する機会を数多く作ることが必要である。出来ることであれば義務教育九年間の中に、一年間か二年間の農業実習を歴史、文化の教育としてカリキュラムに導入してもらいたいと思う。経験していることであれば必ずその道を選ぶ人材が出てくるのである。

先代たちが営々と一世紀余りの間に北方農業として、独自の地域農業を築き、北海道の基幹産業として発展させてきた。北海道における産業構造の中で、北海道経済の均衡のとれた発展のためには不可欠の条件である農業を次世代に

引き継ぐために、単なる産業と考
えるのではなく、食料、環境、地
域の問題と考へ、また、歴史、文
化の継承として、各界各層の人々
によつて何をしなければならぬ
かの論議をすることが必要である。

北海道が食料基地としての役割
を果たすためには、単に農作物を
生産するだけではなく、貯蔵(備蓄)・
流通システムを含めて、何時如何
なる場合でも、食料の安定供給の
できる体制が出来ていることであ
る。

北海道発信の農業政策を、抽象
論、概念論ではなく具体策で発展
させることである。例えば北海道
においても「北海道農業発展方策」
(昭和五八年)「地域農業カイトボス
ト」(平成元年)、「北海道農業・農
村のめざす姿」(平成八年)などがあ
る。これらをどのように実施する
か具体的戦略が必要である。

例えば、生産費の低減、単収の
増大、品質の向上、合理的作付体
系、付加価値の向上、流通コスト
の軽減などの実施戦略であるが、
実施には、農家の個別努力も大切

であるが、消費者の理解が必要で
あり、また農業振興の政策の役割
も大きく、国や地方自治体が実施
する政策上の課題に対し、推進団
体の積極的な協力が欠かせないと
思う。

北海道農業・農村が均衡のとれ
た発展をするために、農業団体お
よび関係者の推進力を期待するも
のである。

注1) イギリスの経済学者W・ベ

ティは「政治算術」(一六九〇
年)の中で、農業より工業、
工業より商業の所得水準が
高いと述べ、当時オランダ
の経済が繁栄したのは多く
の人々が商業部門に従事し
たからであると論じた。こ
のことより第一次産業の比
率が減少し第二次産業のそ
れが増加していくことを「ベ
ティの法則」(Law of Ve
ti)と呼ぶので
ある。

注2) 現代用語の基礎知識から
引用

注3) 表1、表2は、平成五年度
農業白書から引用

表-2 耕地面積および農地価格の動向

(単位：千ha、%)

	耕地面積			耕地の人為かい廃面積			耕地 利用率	農地価格対 前年騰落率	
	計	田	畑	52.5	非農地転用	耕作放棄等		田	畑
元年	5,279	2,868	2,410		52.5	20.3	25.9	102.8	3.7
2	5,243	2,846	2,397	46.0	22.9	18.2	102.0	5.1	5.4
3	5,205	2,825	2,380	46.7	23.8	18.6	101.1	4.6	6.4
4	5,165	2,802	2,362	47.4	25.0	18.7	100.8	1.2	2.5
5	5,124	2,782	2,343	45.7	22.6	20.0	-	0.7	-0.7

資料：農林水産省「耕地及び作付面積調査」、全国農業会議所「田畑売買価格等に関する調査」

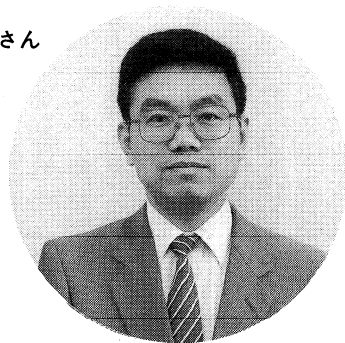
- 注：1) 耕地面積は8月1日現在。人為かい廃面積とは前年8月から当年7月までのものである。
2) 耕地の人為かい廃のうち非農地転用とは、工業用地、道路、鉄道用地、宅地等である。
3) 農地価格は、都市計画法に基づく市街化区域および市街化調整区域の区分を行っていない市町村の農用地区域内の中田および中畑自作地の価格である。

グリーンコープの産直と

北海道農業に期待すること

生活協同組合連合会 グリーンコープ事業連合

農産部 部長 宮崎 利明



宮崎 利明(みやざき としあき)さん

1949年大分県生まれ。九州大学中退後、九州大学生協・九州地方大学生協連合会を経て、1987年共生社生協連合に入会。
1988年グリーンコープ連合の発足後、1989年11月より現職。

一、グリーンコープの概要

グリーンコープは、一九八八年九州・山口の二五生協(約一四万世帯)が合流して結成されました。その後生協の合併等もあり、現在では二一七生協(約一六・四万世帯)94年11月現在、事業高五三六億円(93年度実績)となっています。生協ごとの組合員数と事業高は別表1、事業高の約九〇%を占める共同購入事業高の科目別割合は図1のようになっています。

グリーンコープは、次の「四つの共生」を基本的な考え方として活動をしています。

◎「自然と人との共生」

地球環境はすべての生き物の財産。人間も地球に生かされている。

◎「人と人との共生」

他人の犠牲のうえに自分が成り立つのではなく、ともに支えあつて生きて行くことを目指す。

◎「女と男の共生」

支配や従属の関係ではなく、ともに生きる関係をつくりだす。

◎「南と北の共生」

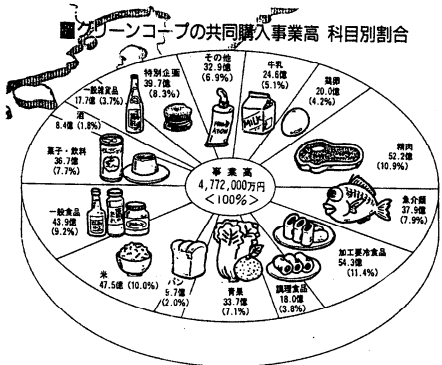
北(先進地域)の繁栄は南(途上国・地域)の犠牲のうえに成り立っている。北に住む私たちは、南から収奪して立つ暮らしを見直すことから始める。

グリーンコープは、九州一円と山口・広島をエリアとしており、農畜産物を除く商品はほぼ全域に同じ商品が供給されており、カタログも統一しています。

グリーンコープの運営は図5のようになっていますが、商品の検討や政策の検討のため、理事会以下の会議がすべて月に二回開催されています。

グリーンコープは、92年に中期計画基本構想をまとめ、95年は、農業と福祉を最重要課題として取り組んで行くことにしています。福祉への取り組みは、「四つの共生」の中の「人と人との共生」を実現し、

(図-1)



1993年度(1993.4~94.3)(店舗供給・くまもと生協除く)

グリーンコープは「食糧は国内自給すべきであるし、可能な限り産直で」と考えてきました。理由は二つあります。

産直の概要

二、グリーンコープの産直

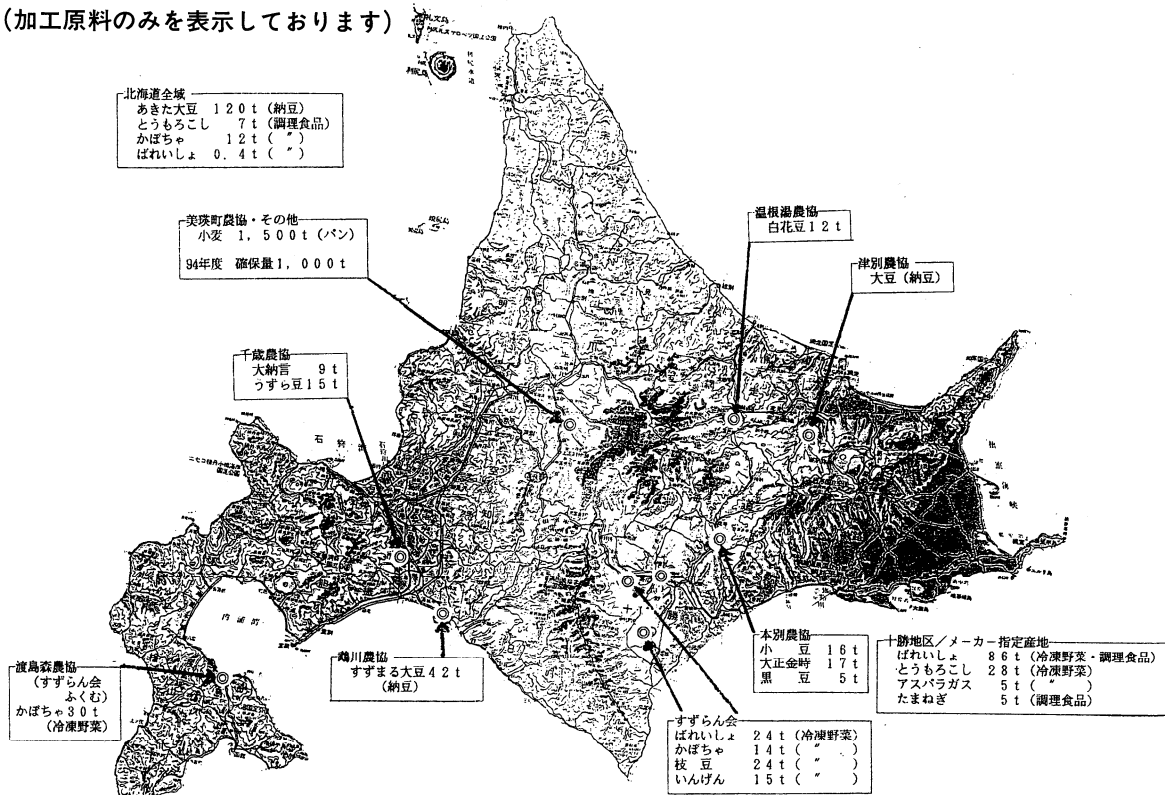
助け合う地域を再生していくことになりませう。昨年八月に福祉連帯基金を設立し、今春福祉情報サービス開設に向けて準備が進められています。農業ということでは、日本の食料は日本で作るべきということをかかげ、従来から取り組んできた産直や食料の国内自給の運動を社会的にも広げようとしています。

- 一つは安全で安心できる食へもの、どういつ栽培になっているか確認できる食へものを手に入れたいということ。もう一つは、日本の農業を守るために日本で作られるものはすべて国産で、かつできるだけ産直でということ。すめてきました。
- こうした取り組みの一つの到達点として、93年8月に「グリーンコープの農業政策」をまとめました。その農業政策では具体的な考え方を次のように整理しています。
- (一) 農業を評価する
- ・ いかなる文明も農業を基礎として発生し、農業が衰亡した時文明も滅亡した。食糧生産だけでなく私達の社会は、農業を基礎に成り立っている。
 - ・ 農業は国土保全、環境保護機能を果たしている。
 - ① 水資源涵養
 - ② 土砂流出防止
 - ③ 土壌破壊防止
 - ④ 土壌による浄化
 - ⑤ 保健休養
 - ⑥ 野生鳥獣保護
 - ⑦ 酸素供給、大気浄化など。
- 農業を正當に評価し、誇りのもてるものにする。

(図-2)

北海道産地品目年間使用量 (使用商品)

(加工原料のみを表示しております)



(二) 農業が継続できる政策をすすめる

・農業、農家が継続できる政策を確立する。食糧生産と環境保全という大きな役割に見合うコストを、社会全体で保全していく考え方、農業経営が維持できる政策が必要である。

・グリーンコープとして産直生産者が農業を継続できるようにする。継続的に取引し、単品ではなく複数品目を扱い、一定の収入を得られるよう双方で考えていく。

(三) 食糧の国内自給の確保をはかる

・60年以降、日本の食糧自給率が急速に落ちている。輸入に依存している、気候変動があつたとき、食糧の確保ができない。食糧は基本的に国内自給すべきである。

・世界的には途上国の人口増加が続く、近い将来食糧不足が予測される。生産適地の日本で食糧生産を増やしていくことが全世

界的に見ても必要である。

(四) 世界各地の気候・風土にあった農業を目指す

・各国、各地、それぞれに適した作付け・耕作体系がある。
・効率、生産性だけで農産物をみるのではなく、各国、各地の食文化と密接不可分なものとしてみる必要がある。アジアを日本の食糧基地にしよつとすることは「収奪」であると同時に、農

業、食文化の破壊につながる。

(五) 複合農業、地域複合型農業を目指す

・日本の農業は、高度経済成長期以前は複合農業であつた。
・61年の農業基本法以来、大規模単作農業に変容し、連作障害、化学肥料、農薬の多用、金のかかる農業、流通機構の複雑化など、たくさん問題が出ている。
・生産者が複数の作物を創意工夫

によつて生産できる農業にしていく。

・地域(町村単位程度)全体で、畜産を含めた複合的な循環型農業を目指していく。

グリーンコープの農畜産物や食品原材料のうち、消費者(生協組合員)に素材として供給する青果(果物と野菜)・米・畜産物(牛乳・肉・鶏卵)はすべて国産品であり、かつほとんどが産直品となっています。食品原材料も極力国産のものを確保しています。

青果の産直

グリーンコープの青果はすべて産直取引となっています。

産直とは、生産者と消費者が顔の見える関係で、お互いの信頼の上に立ち、生産者にとっては農業が安定して続けられ、グリーンコープの組合員にとっては安心して生産物が購入でき、共に農業を守る立場で提携することです。

具体的には、次のようなことを

別表-1

グリーンコープの組合員数と事業高

県名	生協名	組合員数(世帯)	事業高
		(94年11月現在)	<百万円> (93年度)
広島県	グリーンコープひろしま西部生協	3,661	552
山口県	グリーンコープやまぐち生協	16,000	3,269
福岡県	共生社生協北九州	13,399	2,796
	グリーンコープ生協ほくちく鞍手	26,550	5,820
	共生社生協たがわ	3,833	649
	福岡県北生協	18,143	4,088
	ふくおか東部生協	6,729	1,549
	ふくおか西部生協	18,087	4,343
	ふくおか南部生協	9,780	2,095
	ふくおか生協	26,546	5,118
	福岡県南部生協	4,543	1,299
	共生クラブ生協	5,361	1,188
熊本県	グリーンコープくるめ準備会	4,001	539
	おおむた市民生協	7,001	1,279
	福岡県 計	143,973	30,763
佐賀県	グリーンコープ生協さが	4,759	924
長崎県	グリーンコープ生協ながさき	8,164	1,814
	グリーンコープ生協さが	2,714	452
	長崎県 計	10,878	2,266
大分県	グリーンコープ生協おおい	16,056	2,743
熊本県	生協グリーンコープくまもと共生社	47,293	9,499
	くまもと生協	9,172	1,670
	熊本県 計	56,465	11,169
鹿児島県	グリーンコープ生協かごしま	12,232	1,878
	グリーンコープ 合計	264,024	53,564

さします。

①その青果物を誰が作っている
か明らかである。

②その青果物がどのような栽培
になっているか明らかである。

③生産者とグリーンコープ（組
合員ならびに事務局）との交
流ができる。

④生産者の側からみても産直提
携が実感できる。

⑤生産者に循環型複合農業をす
る意志がある。

輸入農産物は当然取り扱いをし
ていませんが、「四つの共生」の中
の「南と北の共生」を指すとい
うことでフィリピンのネグロス島
のパナナを民衆交易品として取り
扱っています。

提携している産地（グループ・
農協・個人）は約八〇カ所です。
特産品（りんご等の果樹）は農協
単位で取引している産地もありま
すが、できるだけグループと取引
し、産直がお互いに実感できるよ
うにしています。

取引の価格はすべて固定価格で
あり、あらかじめ（半年以上前）
決められたシーズンを通し価格とな

っています。価格は再生産を保証
することを原則に話し合いで決め
ています。

取引の形態はサイズや規格によ
る区分をしていますが、大根や
人参等も泥付きのまま出荷して良
いことになっています。

できるだけ旬のものを食べるべ
きだということ、一方で食生活
の実情と経済的な生産活動を行う
ということから、高冷地野菜等は
取り扱っていますが、加温ハウス
は育苗期以外は認めないことにし

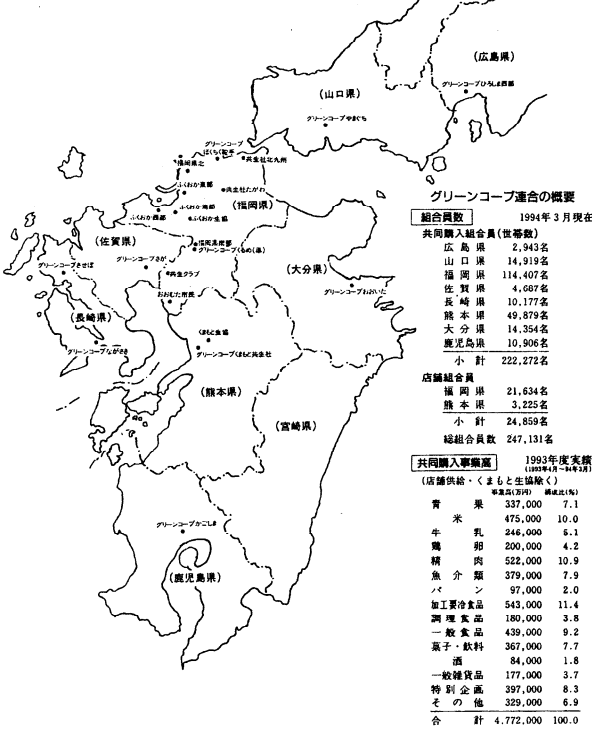
ています。そのため、例えば冬期
の果菜類（キュウリ・トマト等）
は取り扱いをいたしません。

米の産直

米は三三の産地（農協）と年間約
一五万俵の提携取引をしています。
産直の考え方は青果と同様です。
標準価格米を除いてすべて産直取
引が原則です。産直で安全な米を
食べたいという点では、消費者に
とっての米そのものの安全性だけ
でなく、生産者の健康を守り、自

グリーンコープ連合の概要と 農畜産物の産直（図-3）

生活協同組合連合会グリーンコープ事業連合
共同購入本部
1994年3月現在



畜産物の産直

畜産物のうち、牛乳・豚肉・鶏
肉は全て産直取引となっており、
牛肉は一部が産直で他は国産牛肉
を取り扱っています。

(図-4) 減農薬米の評価基準

赤とんぼA	無農薬	奨励金A
赤とんぼB	種子消毒1回、本田防除 2回まで。除草剤不使用	奨 励 金 B
赤とんぼC	種子消毒1回、本田防除 しない。除草剤1回まで	奨 励 金 C
	減農薬(種子消毒1回、除草剤1 回、本田防除3回まで)	奨励金C

赤とんぼABCについての研究会や事前のとり
きめのルールは、別途定めることとする。

然環境を守る生産者自身の運動と
して取り組めるように、次のよう
な減農薬米の評価基準を定めてい
ます。
奨励金は、自主流通米価格とは
別に、赤とんぼAには六、〇〇〇
円/俵(60kg)、赤とんぼB一〇
〇〇円、赤とんぼC三五〇円とな
っています。またA・B・Cの合
計数量に応じて、農協単位で、三
〇万円〜八〇万円を生産奨励金と
して支払っています。

輸入畜産物の安全性が問題になっていますが、グリーンコープの産直畜産物は指定配合飼料もしくは内容の確認できる飼料で飼育されています。鶏卵と精肉（豚肉・鶏肉・牛肉）は生産原価を保証する固定価格で取引しています。

加工原料

グリーンコープは、農畜産物だけでなく、農畜産物を原料としたものも極力国産で、可能であれば産直でということです。

ハム・ソーセージは産直豚肉を使用し、他に肉を使った加工品もすべて国産の肉を使用しています。パンはすべて北海道産のハルユタカを使用し、その他の小麦を使った製品も（スバゲッティを除き）すべて国産の小麦を使用しています。豆腐や納豆の原料である大豆、冷凍野菜などは極力国産で、またジューズ（みかん・トマト・パイナップルなど）やトマトケチャップはすべて国産の原料を使用しています。これらの国産原料は除々に生産が減少しています。確保するため

に産地を指定（特定）し、生産のためにグリーンコープとして助成することも含めて取り組んでいます。94年に北海道の美瑛町農協に融雪剤散布費用として一〇〇万円を贈ったのもそうした取り組みの一環です。

二、食料の国内自給を目指して

北海道農業に

期待します

日本の食料の自給率は、カロリーベースで四六％、穀物自給率は二九％（92年）となっており、先進国の中で自給率が減少しているのは日本だけです。また95年度からは米の輸入が開始されます。

このままでは日本の農業はもちろぬ、農業を基礎にした環境や農村共同体が破壊されていきます。

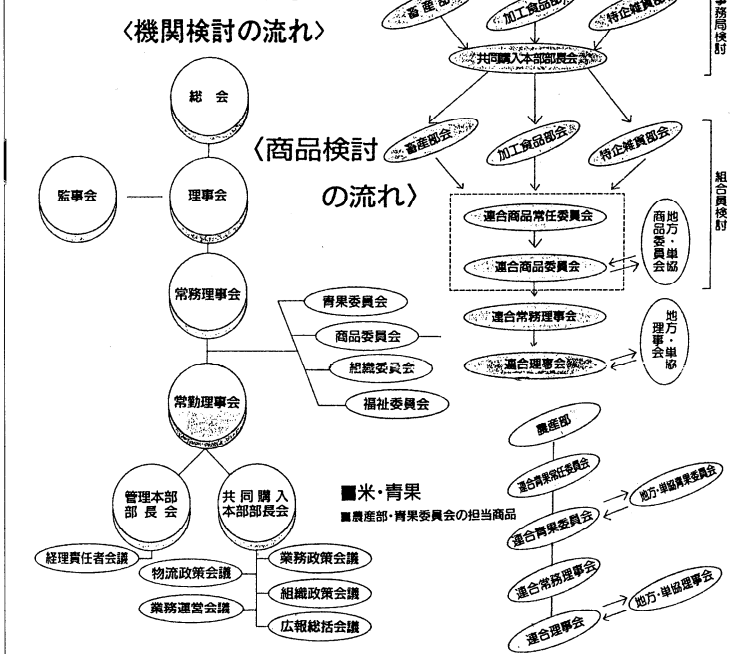
グリーンコープでは「食料の国産自給」をかけ声だけでなく内容の伴ったものにするため、前述のように、供給する商品を基本的に国産で調達するとともに、社会的な運

動にしていくことにしています。また、国産ということでは、北海道のもつ意味が大きくなって行くと思います。グリーンコープでも青果としてのばれいしよ、玉ねぎをはじめ、牛肉、小麦、大豆、豆類、凍菜原料などの多くは北海道産です。日本の食料自給率を高めるためには、それぞれの地域の

農業を大切していくことにも、ある程度まとまった農産物の生産地が必要で、北海道農業は府県との競争を考えるのではなく、広大な面積を背景に特色を生かした生産物や原料等の基地として機能することが求められていると考えます。

北海道農業の発展に期待します。

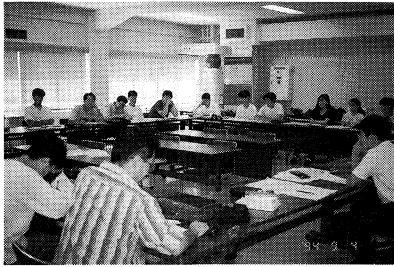
(図-5) 連合機関運営図



消費者の求める米と食管制度

「今、米を考える ～冷害・ガット・食管～」から

札幌大学経済学部・岩崎徹教授ゼミナールでは、94年度の研究課題として「今、米を考える～冷害・ガット・食管～」を取り上げ、夏期休暇も返上した調査・研究に挑戦した。その成果は、濃厚な研究誌にまとめあげられて94・10・8に同大学祭参加のシンポジウムで発表されました。(このことは後日、北海道新聞朝刊コラム欄IIポテトジャーナルIIにおいても、若者たちの真摯な態度を評して絶賛を浴びたところであります)。本誌では、同ゼミナールの了承を戴き全五章からなる研究誌の中から、「第四章・消費者の求める米と食管制度」の消費者アンケートの集計・分析調査研究を若干修正の上抜粋掲載し、読者に紹介をさせていただきます。研究誌本文中に挿入されている関連資料(国民一人一年当たり供給純食料)、「朝日新聞社世論調査」の対比や図表の一部は、誌幅の都合上割愛をさせていただきます。なお、研究誌の全体構成などは次のとおりです。



▲シンポジウムに向けての夏休みを利用した合宿勉強会

「今、米を考える～冷害・ガット・食管～」(94・12・15第三刷)

1、目次

フロッグ

第一章 GATT及び緊急輸入

第一節 GATT(関税及び貿易に関する一般協定)について

第二節 米の部分自由化までの経緯

第三節 一九九三年冷害と緊急輸入

第二章 米の流通と食管制度

第一節 食管制度の成立

第二節 現在の食管制度と米の流通

第三節 食管制度の問題点

第三章 生産者からみた食管制度

第一節 株父別町・長沼町のアンケート調査をふまえて

第二節 減反・転作制度の変遷

第三節 株父別町・長沼町におけるアンケート調査の考察

第四節 生産者にとつての食管制度

第四章 消費者の求める米と食管制度

第一節 消費者の食糧消費動向

第二節 アンケート分析

第五節 消費者の求める米と食管制度～アンケート分析のまとめ

第五章 食糧政策のあるべき方向

第一節 食管制度と農政審報告

第二節 農政審報告の問題点

第三節 我々が考える食管制度

エピソード

2、研究誌編集責任者 渡辺 圭

3、執筆者名

第一章 相馬健志 中川真希 柳原孝広 赤川巨都 桜井貴仁

第二章 柴田啓一

第三章 堀内正則 尾形孝幸 木村貴裕 千葉卓史 石沢孝康

第四章 伊藤篤志 張希済

第五章 山田幸伸 駒谷久志 佐々木正見 大淵哲也 加藤秀之

第六章 土岐いづみ 八木橋美奈子

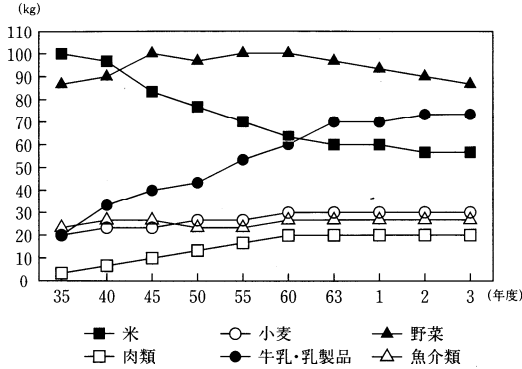
第七章 高橋一史 赤平重登 吉田和幸 綿貫真希 北村公樹

第八章 中島秀和 長尾喜和 渡辺圭

第九章 赤川巨都 石沢孝康 大淵哲也

一九九三、九四年は日本農業・農政にとつて大きな節目として記憶されるであろう。九三年の米の作況指数は「七四」で戦後最悪の凶作となった。二月一四日には、ガット・ウルグアイ・ラウンドが政府間合意に至り、米不足やU・R合意などから、九三年につづき九四年も「米問題」がフローズンアップされた。そこで、我々岩崎ゼミナールは、九四年度大学祭シンポジウムのテーマを「今、米を考える」とし、消費者からみた農業等を探るべく夏休みを利用して

図-1 国民一人当り供給純食糧



資料 農林統計書『農林白書付属統計表(平成4年度版)』 1993年6月

各地へ実態調査に赴いた。

第一節 消費者の食糧消費動向

この節では、「高度成長」以降の日本人の食糧の消費動向を考察していききたい。まず、「国民一人一年当り供給純食糧」を見てみると、「米」の消費量が減少の一途をたどっている。また「牛乳・乳製品」の消費量は、目ざましく伸び、「肉類」に関してもある程度の伸びをみせている。そのほかの食糧に関しては、ほとんど変わらず現在に至っている(図-1)。

次に、「米の全体需給の推移」で、「一人一年当たりの米消費量の推移」は、一九六二年(昭和三十七年)を境に減少の一途をたどっている。これは戦後約二〇年を経過し、国民の生活に余裕が出てきたことと、食生活の多様化が進んだことによるものであろう。

このように、日本人の食生活や食べ物に対する嗜好の変化が、結果として「米離れ」へとつながっていったのである。

第二節 アンケート分析

一、調査の概要

(1) 調査の目的

米は言わずと知れた日本人の主食である。しかし同時に、一つの商品としての顔を持ち、消費者が購入する「物」でもある。ガット・緊急輸入の問題点、食糧制度の改廃等、消費者は米をめぐる近年の大きな動きをどう捉えているのだろうか。

我々は、消費者の望む食糧制度とは、いったいどのようなものなのか、緊急輸入は食生活にどれほどの影響を与えたのかそして、消費者に渡ったタイ米はいったいどこへいったのか等の疑問を一つ一つあきらかにしていくため、アンケートを実施した。本章の課題はこのアンケート

分析により、現代の消費者を取り巻く現実を再認識し、少しでも今後の議論に新たな視野から考察するきっかけを作ることにある。

(2) 調査地の選定

調査の実施地域は、札幌市、留萌市、北竜町、雨竜町の四市町である。今回の調査の一つのポイントとして、都市と地方における傾向の違いを分析することがあった。そのため、都市の代表に札幌市を、地方の代表として地方都市型の留萌市、農村型の雨竜町、北竜町を選定した。

(3) 調査の方法

まず札幌市における調査方法だが、全市を一〇地域にわけ、一地域に一店舗つづ大型のスーパーマーケットをピックアップし、合計二〇〇件のサンプルを目標とした(特例・大通公園)。そこで大通公園を除く九地域のスーパーマーケットに対してアポイントメントを取り日時・内容を告げた上でアンケート実施の承諾を得た。

地方では街頭アンケートと直接訪問を併用した。当初は街頭アンケート一本で行う予定だったが、予想以上の反応の悪さにその場で急遽変更し、最終的には大部分が直接訪問主体となつてしまった。なお、直接訪問に関しては、一般家庭を中心に行った。

調査選定対象の注意点として、①対象者はランダムに選定し重複しない、②個人対象に行い、一つの家庭から複数のアンケートは取らないことを挙げ、地方においては、③米作農家の家族構成員は、極力避けることとした。

また、特に都市に関しては、教養部の酒井ゼミナール(心理学)と社会福祉法人幸友福祉会(保育所)の協力を得て実施した。そして、札幌市三五八戸、留萌市五〇戸、北竜・雨竜町五〇戸の計四五六戸の回答を得ることができた。

(4) 調査内容

具体的な設問は後述するが、実施したアンケートの外観は全二一問、B4サイズ二枚で、選択肢を用いた無記名形式である。設問の中心は、①輸入米への反応と取扱い、②米騒動時の心理・行動、③ガット、食糧制度、稲作等への関心、の三点である。

二、消費者アンケートの集計および分析

アンケートの中には、我々の設問の不備もあり、回答者にごちらの意図が伝わらず、回答に曖昧な点も多かった。これらのことをふまえながら調査結果を見ていただきたい。

(設問1) あなたの年齢、職業、性別を教えてください。

〈年齢〉 10歳代 八・六% 20歳代 二四・二% 30歳代 二七・四%
40歳代 一八・六% 50歳代 一一・二% 60歳代 七・五%
70歳以上 二・六%

〈職業〉 主婦 三〇・四% 会社員・公務員 二五・二% 自営業・自由業 一七・四% 無職 四・七% 学生 二二・一% その他 一〇・二%

〈性別〉 女性 七一・四% 男性 二八・六%

(設問2) 一日何食ですか。そのうち米を食べるのは何食ですか。

一日に何食ですかという設問では、三食という回答が八一・八%。また一日で米は何食かという設問には、一食という回答が五三・六%と圧倒的に多い。つまり、一食は米以外のものを食べてあり、日本人の食文化の多様化がみつけられる。

(設問3) 普段、米をどこから購入しますか。

「米屋」という回答が四一・九%と四割を越しているが、「スーパー」「コンビニ」と答えた人が三〇・八%にも達した。このことは米は米屋で買うという概念が薄れ、手軽さや値段の面からスーパーやコンビニエンスストアで購入する人が増えたと思われる。

また地域別でみると、札幌市内では、米屋(三九・五%)スーパー(三六・二%)と両者がほぼ同率であるのに対し、留萌市内では七割以上(七六%)の人が米屋で米を購入している。また、北竜・雨竜町では稲作地帯ということもあり、五八%の人が農家から米を手に入れている。

以上のことから、大都市ではいろいろな店から購入し、地方都市では米屋から、そして稲作地帯では農家から直接取引ということがうかがえる(図-3)。

図-2 食事回数傾向

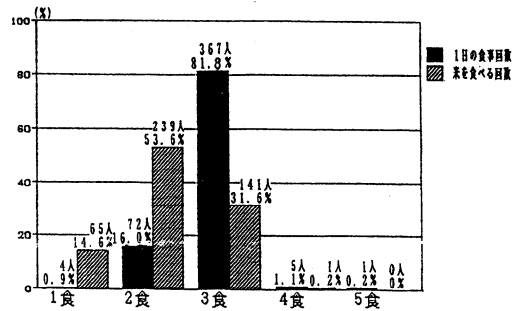
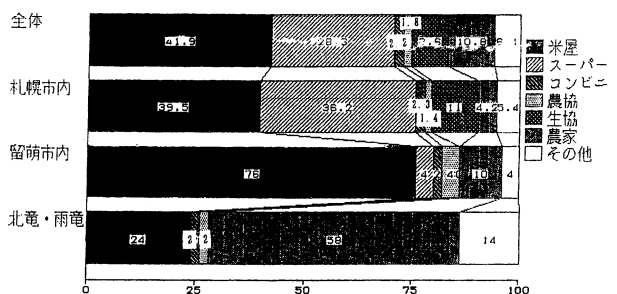


図-3 米の購入先

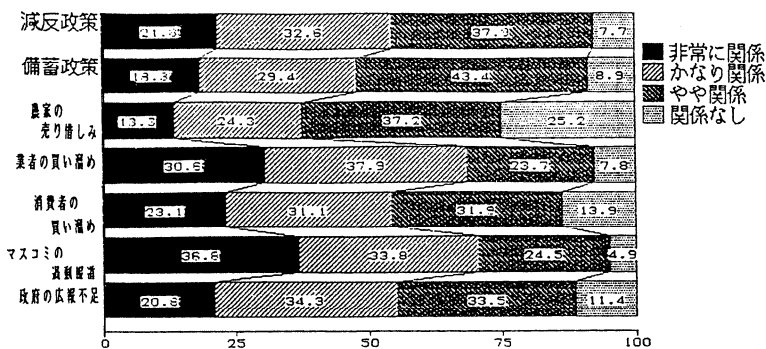


(設問4) 今回の米の緊急輸入および米騒動の原因と、次にあげることからは、どれくらい関係があると思いますか。

設問中の七項目(減反政策、備蓄政策、農家の売り惜しみ、業者の買いだめ、消費者の買いだめ、マスコミの過剰報道、政府の広報不足)について、どれも軒並み関係していると答えられている。その中でも「マスコミの過剰報道」を「非常に関係ある」と答えた人が三六・八%であり、これが米騒動の原因ではないかと考える人が一番多い。回答者には、主婦が多く、テレビなどの報道番組を見る機会が多いため、マスコミの消費者に与える影響はとて大きいことがみつけられる。次に「業者の買いだめ」(三〇・六%)や「消費者の買いだめ」(二三・一%)がかなり関係あるとされている。逆に「農家の売り惜しみ」(二三・三%)が原因と考える人は意外に少なかった(図-4)。

(設問5) 今回の米騒動でああなたの米の消費量に変化はありましたか。

図-4 米の緊急輸入と米騒動の理由



「行列をして米を手にいれた」が0%であった。北海道の米生産地帯ではほとんど米不足の影響を受けなかったようだ。

〈地域別の対応〉
 対応項目
 特に何もしなかった
 買いだめしておいた
 行列して米を手にいれた
 ヤミ米に走った
 米を食べるのを減らした
 外食・弁当・レトルト食品
 農家・実家などから

	全体	札幌	留萌	北竜	雨竜
特に何もしなかった	49.3	44.9	60.0	68.0	0.0
買いだめしておいた	14.3	14.9	16.0	8.0	0.0
行列して米を手にいれた	9.0	10.1	10.0	0.0	0.0
ヤミ米に走った	3.3	3.7	4.0	0.0	0.0
米を食べるのを減らした	22.4	25.7	16.0	6.0	0.0
外食・弁当・レトルト食品	5.3	6.2	4.0	0.0	0.0
農家・実家などから	17.1	16.9	12.0	0.0	24.0

「減った」と回答した人が三三・八%いるが、七四・九%の人が「変わらない」と回答している。このことは、米騒動以前から日本人の食文化の多様化により米離れがあつたと思われる。また、「変わらない」に回答した人の中でも、実際は米の消費量が減っているのに、それに気づかず回答した人も含まれているのではないだろうか。(注：「増えた」と回答した人が、一・三%ある)。

(設問6) あなたは、今回の米騒動のときどう対応しましたか。

ここでは、四九・一%と約半数の人が「特に何もしなかった」と回答している。設問5でも述べたが、「何かをした」という意識がなかったとも考えられる。しかしながら、米を食べるのを減らした(三三・四%)、農家・実家などから分けてもらった(二七・一%)という回答もあつた。また今回の米騒動で問題となつた「行列して米を手にいれた」と回答した人が九%あつた。この九%という数字は、多いとみるべきか、それとも少ないとみるべきか……。

また地域別でみると、北竜・雨竜町では「行列をして米を手にいれた」が0%であった。北海道の米生産地帯ではほとんど米不足の影響を受けなかったようだ。

(設問7) 今回の米騒動の時、米の代わりによく食べたものがありますか。あるとすれば、代表的なものを一つ挙げてください。

米の代わりによく食べたものが「ある」と回答した人は五八・七%、「ない」と回答した人は四一・三%である。また、「ある」と回答した人の内の四五・三%が「パン」と答えている。以下、「うどん」「一六・九%」「そば」「一四・二%」「ラーメン」「二%」「スバゲティ」「三・七%」(その他七・九%の順になつている)。

(設問8) あなたは、今回の米騒動のとき心配になりましたか。

「心配しなかった」「やや心配した」を合わせると八八・一%となる。「不安ではない」とはいえないが、結局「自分の力ではどうにもならない」とか、「今、我慢すればなんとかなる」と考えていたのではない。

地域別にみると、「心配しなかった」が留萌市内では五八%北竜・雨竜町で六一%と半数以上を占めている。それに対し札幌市内では「やや心配した」が五五・二%を占め、「心配しなかった」は三三・一%にとどまつた。

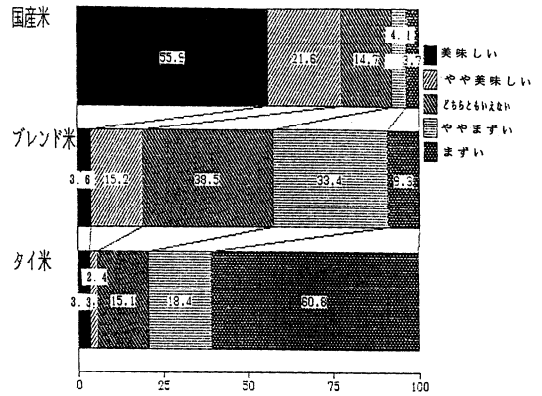
〈米騒動に対する心配度〉

内容/地域	全体	札幌市内	留萌市内	北竜	雨竜
心配しなかった	三三・五	三三・二	五八・〇	六一・〇	〇
やや心配した	五〇・六	五五・二	三六・〇	三三・〇	〇
かなり心配した	八・六	九・九	二・〇	六・〇	〇
非常に心配した	三・三	三・七	四・〇	〇・〇	〇

(設問9) 次にあげる米の味はどつてでしたか。

国産米に関しては、「美味しい」「やや美味しい」と回答した人が七七・五%にもなつた。ブランド米に関しては、「まずい」「ややまずい」に四一・七%の人が回答した。タイ米に関しては、「まずい」「ややまずい」に七九・二%の人が回答した。しかし、ブランド米に関しては三三・九%、タイ米は四五・六%の人が「食べていない」と回答している(図-5)。

図-5 米の味に対する評価

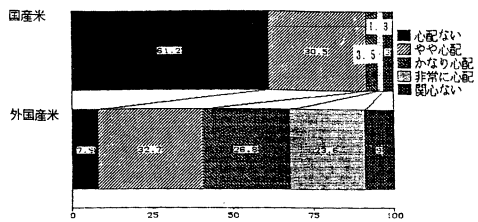


このことは、タイ米が国産米とセット販売されたあとには、国産米だけを食べた人が多いことがわかる。しかし驚くことに、「捨てた」と回答した人が二・三%、人数に直すと三人もいた。
 <タイ米をどうしたか？>
 タイ米だけで食べた 四八・五%、他の米とブレンドして食べた一八・八%、ベットの餌にした三%、手を付けていない八・三%、捨てた二・三%、その他九・一%
 (設問11) 米の安全性についてどう思いますか。

国産米に関しては、「心配ない」(六一・二%)と多くの人が回答した。ただ、国産米であっても「心配だ」という回答が合わせて三五・八%あったということも見逃してはならないであろう。国産米にしても農薬の危険性を感じているのだと思われる。また、米についての生産、管理面、流通過程などが消費者側には見えていない部分があることや、ヤミ米が出回ったことでの不信なども不安になる一つの要因ではないだろうか。
 また、外国産米については全体の八三・一%の人が「心配だ」として安全性に疑問をもっている。やはり、ポストハーベスト問題やカビの生えた米が見つかるなどの報道が大きく影響していると考えられる(図-6)。

<食べたかどうか？>
 種類 食べた 食べていない
 国産米 九六・七% 三・三%
 ブレンド米 六七・一% 三二・九%
 タイ米 五四・四% 四五・六%
 (設問10) タイ米を単品で買いましたか。買った方は、そのタイ米をどうしましたか。
 タイ米を単品で「買った」と回答した人は二七・九%と少なく、ほとんどの人が「買わなかった」と回答している。買った人の内訳をみると、「タイ米だけで食べた」、「他の米とブレンドして食べた」を合わせると七七・三%となり、全体の約八割の人が食用とした。また、「手を付けていない」と回答した人も八・三%いた。

図-6 米の安全性についての意識対比



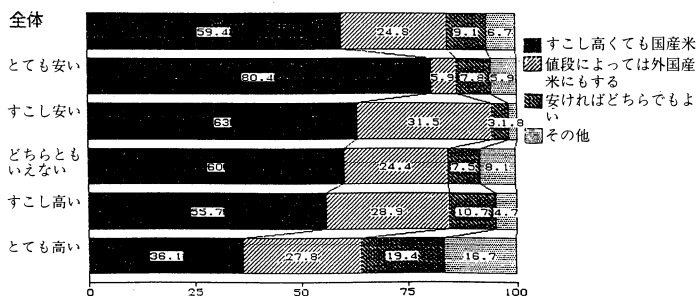
<米の購入・選択項目>
 基準 / 項目 品種 産地 価格
 重視する 五六・五 三一・七 六一・五
 あまり重視しない 三二・七 四八・三 二八・八
 重視しない 一〇・八 二〇・〇 八・七
 (設問13) 米の値段は他の食糧品と比べてどう思いますか。

他の食糧品と比べてという設問のため、一律の基準が設けにくい中、「高い」と回答した人は四一%とかなり多い。逆に「安い」と回答した人は三三・二%であった。しかし、主食としての米の値段は、実際高いといえるだろうか。ただ、品種にこだわると消費者が多いため、「高い」と感じるのではないだろうか。品種にこだわらなければ、「安い」と感じる米を手に入れることができるのであろう。
 <米の値段をどう思うか？>
 とても高い 七・九% 少し高い 三三・一%
 どちらともいえない 三三・八%
 少し安い 一一・九% とても安い 一一・三%

<安全性に対する思い……実人数>
 (消費者の思い) 国産米 外国産米
 心配ない 二二・七 三五
 心配ない 二二・八 一四五
 やや心配だ 一六 一一九
 かなり心配だ 八 一〇五
 非常に心配だ 二 四〇
 関心ない 四〇二人 四四四人
 (設問12) 米を購入するとき次のものをどれくらい重視しますか。
 米を購入する際に、「品種」を重視すると回答した人が五六・五%、「価格」を重視すると回答した人が六一・五%とそれぞれ過半数を占めていた。逆に、「産地」を重視すると回答した人は三・七%と意外に少なく、消費者が「品種」と「価格」を気にし、「産地」にはあまりこだわっていないように思われた。

図一 7 どのような米を食べていくか

(価格感と国産米志向の関連)



(設問 14) あなたは将来的に、どのような米を食べていこうかと思っていますか。

「少々高くても国産米」と回答した人が五九・四%と多数を占めている。逆に、「値段によっては外国産米」と「安ければどちらでもよい」と思っている人は合わせると三三・九%にも達する。これは消費者が「少々高くても国産米」という考え方をもっている一方、「値段によっては外国産米」でもよいという割り切った考え方も増えてきているからではないだろうか。また、設問13で米の値段が「とても安い」と答えた人の八〇・四%は、「少々高くても国産米」と答えている。「とても高い」と答えた人で、「少々高くても国産米」の割合は、三六・一%と他と比べると少ない(図一七)。

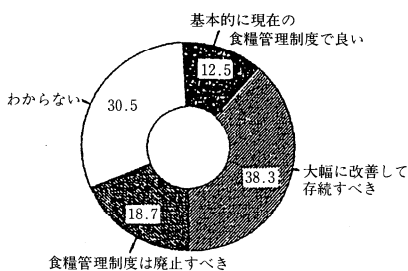
(設問 15) 普段、あなたの食事を作っているのは誰ですか。

「自分」「家族」と回答した人が九六・五%(自分六四・三%、家族三二・二%)と全体の九割以上を占めている。このことは、回答してくれた人の多くが主婦であったためである。しかし、「外食・弁当」と回答した人が二・一%いた(その他一・三%)。

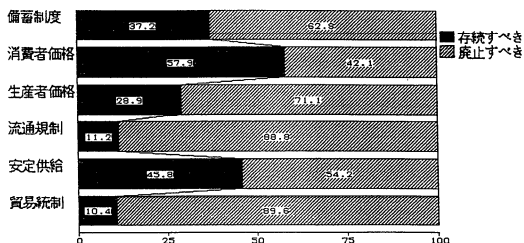
(設問 16) 93年12月に日本はウルグアイ・ラウンド合意を受諾し、米の部分自由化(ミニマム・アクセス)が決まりました。これについてどう思いますか。

「賛成」という回答は二五・三%、「反対」という回答は一四・二%であった。また、「反対だがやむをえない」と回答した人が四一・四%にも及んだ。これについては、現在の日本の政治に対するあきらめを感じさせ、見受けられる。さらに、「わからない」と回答した人が二九・一%となった。これについても、日本人の政治に対する無関心さが、見受けられるのではないだろうか。

図一 8 - 1 食糧制度のあり方について



図一 8 - 2 食糧制度機能



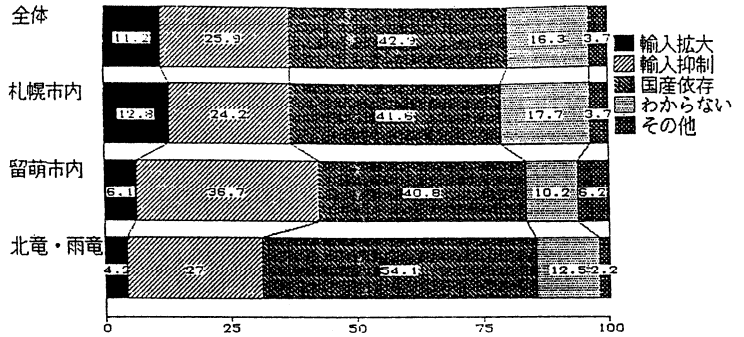
(設問 17) 食糧制度はこれからどうすればよいか。

「基本的には現在の食糧制度でよい」(二一・五%)、「大幅に改善して存続すべき」(二八・三%)という、食糧制度は必要であるとする回答が五〇%を上回っている。それに対して、「一八・七%の人が「食糧制度は廃止すべき」と回答している。そして、「こども」から「若い」という回答が三〇・五%になっている(図一八)。

(設問 18) 現在の食糧制度の機能で存続すべき内容に全て○印をつけてください。

設問六項目の内、「消費者価格の安定」(五七・九%)、「米の安定供給」(五四・一%)が、それぞれ過半数を超えている。逆に、「国の貿易統制」(二〇・四%)、「流通規制」(一一・二%)は意外に少ない。このことは、いかに消費者が価格と供給の安定を望んでいるかの表れである(図一八、一八)。

図-9 農産物の輸入について



(設問19) 今後の農産物の輸入についてどう
思いますか。

「輸入をもっと減らし国内産のものを増やすべき」と回答した人は四一・九%で、ここからは農産物の国内自給の低さに不安感をもっている人が多いことがわかる。また、「これ以上の輸入は抑えるべき」の一五・九%を合わせると六八・八%となり、輸入抑制の考えはとても高くなる。これらの割合が高くなるのは、これまでの問題と合わせて考えると、輸入農産物の安全性に対する不安の表れといえるだろう。

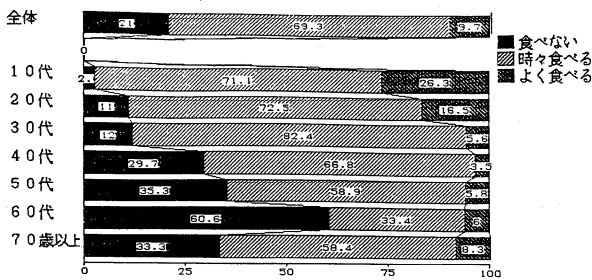
また地域別で見ると、札幌市内では「輸入拡大」が二一・八%であり、留萌市内は六一・一%、北竜・雨竜町は四一・二%であった。

また「国産米に依存」で過半数を超えたのは、北竜・雨竜町(五四・一%)のみであった(図-9)。

(設問20) あなたは普段、インスタント食品やレトルト食品をどれくらい食べますか。

「時々食べる」が六九・三%、「よく食べる」が九・七%であった。「時々」という範囲が曖昧になってしまったものの、「インスタント食品」「レトルト食品」が主食の代用、またはおかずとして家庭に普及しているということがわかる。また、年代別(一〇〇代、二〇〇代、三〇〇代、四〇〇代)と比較した場合、六〇代以上以外は「時々食べる」が、それぞれ七二・一%、七二・七%で最も多く、二番目は一〇〇代が「よく食べる」(一九・一%)、三〇〇代が「食へない」(二一・三%)としている。唯一、六〇代以上だけが一番目「食へない」(五三・二%)、一番目「時々食べる」(四〇〇%)としている。これは世代が上がるにつれてインスタント食品などを食へなくなるという年齢階層差が明瞭に表れているといえる(図-10)。

図-10 インスタント・レトルト食品を食べるか



(設問21) あなたは日本の農業全般について、どのような考えをお持ちですか。

九五・一%の人が、いずれにせよ、日本の農業の存続に肯定的な意見を持っているといえる。逆に、一%の人が「国内では農業をやめ、外国から安い食糧を輸入すればよい」と回答し、その存在意義に疑問を持っているようだ(図-11)。

第三節 消費者の求める米と食糧制度

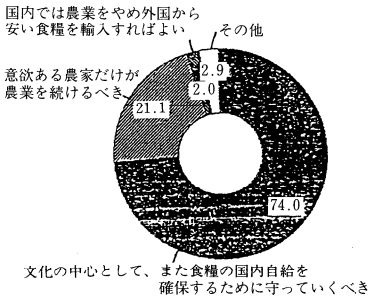
Ⅱ アンケート分析のまとめ

この節では、前節で述べてきたアンケート分析を踏まえ、消費者の米に対する意識について考察していきたい。



▲札幌大学岩崎ゼミナールのみなさん

図-11 農業全般について



一、アンケート分析からの考察

(1) 米にも反映するブランド志向
 設問12でもわかるように品種で米を選ぶ人が多い。この銘柄はおいしいから」という人もいるだろうが、「この銘柄はおいしいと聞いたら」という人もいるのは確かである。ササ・コシ信仰が消費者に浸透している結果とみてよいだろう。

(2) 変貌する食生活

乳製品や肉類の消費量が増える一方、米の消費量は大幅に減少している。ピーク時に一、三〇〇万ト以上あった米の需給が現在では約一、〇〇〇万トにまで減少し、また一人一年当たり消費量もピーク時の二一八kgから六九・九kgに落ちている。この「米離れ」の背景として、パンや麺類などが食生活に浸透し、米の代わりによく食べられるようになったこと、レトルト・インスタント食品や外食産業の普及により、米以外のものを手軽に食べられるようになったこと、があるのではないかと。また、米の購入先についても、設問3からスーパーやコンビニなど、米屋以外から入手する数も増えている。これも手軽さの面から生じたものと考えられる。

(3) 米流通への不満

食糧制度における「流通規制」の緩和を求める人が多い。これは設問12で「価格」という回答、また設問13での「高い」という回答の数にも反映している。消費者は、流通経路の多さ、またそれに關わるマーケティングによる価格形成に不満を持っていると思われる。

(4) 国内農業への関心

将来的にも、日本の農業を守って行くべきとする意見が多い、このことは設問12で七四%の人が回答していることとあり、食糧の国内自給の低さと輸入農産物の安全性に不安を抱いている。これからもわかるように、消費者はより安全で安定した農産物を求め、それを国内の農業に期待しているのである。

二、消費者の求める米とその

実現のための食糧制度

消費者は「安へ、美味しく、安全」な米を

安定して手に入れたいと望んでいる。また、それを実現させるための食糧制度を求めている。この「安い、美味しい、安全」な米の安定供給を実現させるためには、現在の食糧制度の以下のような改善が必要となるのではないかと。

II 消費者の求める米を実現させるための食糧制度改善点 II

- ◎ 安価で美味しい米
- ・ 流通経路(過程)の短縮化
- ・ 生産コ入下の縮小(地価・農機具・農薬・肥料代等)
- ◎ 安全な米
- ・ 輸入農産物(米)の日本における検疫基準の強化
- ・ 生産、管理の明確化

◎ 安定供給

- ・ 政府が米の国内総生産量を正確に把握すること
- ・ 現在の単年度需給均衡方式から、二〇〇万トの備蓄を目指す新しい方式の設定

三、消費者のもつ問題点

(1) 社会への関心の薄さ

現実の生活には関心があるが、それを取り巻く社会状況には無関心な点がある。政府の政策(食糧制度、減反政策、単年度需給均衡方式など)や、米の安全性などに、必ずしも関心があるように思われない。個別的、短期的な行動はしていても、社会や制度に關わる行動には、あまり関心がないように見受けられた。

(2) マスコミに影響されやすい消費者

テレビや新聞などの「米が手に入りづらい」「米屋から米が消えた」といった多くの情報によって、消費者は「国産米は食べられなくなるのでは」という不安感を持ち、「行列」「買いだめ」などの行動を起こしたわけである。ある程度、食糧制度などの知識を持ちマスコミに踊らされるようなことがなければ、今回の「平成米騒動」は最小限に抑えられたのではないだろうか。

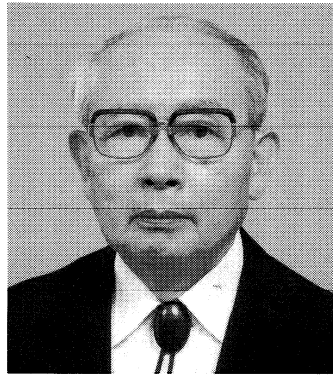
平成米騒動の原因は、「冷害」や「備蓄制度」にあつたとされているが、間接的にアンケート分析から「消費者や業者の問題」や、「マスコミの過剰報道」も大きく影響し、それが騒動に拍車をかけたものと思われる。これを機に、国民一人一人が自らの利益にとられず、今、米について考えるべき時にきているのではないだろうか。

WTO協定と新食糧法の改正をめざす運動を

食糧政策研究会 代表幹事

(前・社団法人北海道地域農業研究所長)

千葉 燎郎



千葉 燎郎(ちば あきお)さん

1921年生まれ。北海道帝国大学農学部卒業。1943

～45年太平洋戦争で兵役に服す。

1946年財団法人・農業物理研究所勤務。

1950年～82年農業総合研究所にて、流通研究室長、北海道支所長、調査部長などを歴任。

1982年北海学園大学教授

1985～93年退官まで同大学経済学部長。

1990年2月社団法人・北海道地域農業研究所設立に際し推されて初代研究所長に就任。

1993年退任。現住地・東京都町田市。

一九九五年、太平洋戦争の敗戦から五〇周年に当たるこの年、私たち日本の国民生活は、一つの大きな曲り角を曲がることになる。九四年二月八日、第三臨時国会でWTO(世界貿易機構)協定とその付属文書が批准されたことから、わが国の農業と食糧をめぐる状況が大きな変化を余儀なくされるからである。それはいうまでもなく農産物輸入の全面自由化であり、米だけは六年の猶予期間が設けられるものの、それも自由化への移行措置にすぎない。

食糧政策研究会の提案

私が参加している食糧政策研究会は、このような食糧輸入の自由化が国民生活にもたらす危険性を訴え、そうした事態を阻止するため、昨年あいついで二つの提案を行った。第九次提案「歴史の教訓に学び、日本の米と農業の危機を打開するため、ガット農業台意案の国会批准阻止を国民に訴える」(九四年七月)第一〇次提案「ガット台意の国会批准を阻止し、国民生活と日本農業を守る食糧管理制度の再構築をめざして」(同年九月)が、それである。

前者では、九三年一月に私たちが発表した第八次提案のあと、急速に進められたガット合意受け入れの策動を批判するとともに、合意文書すなわちWTO協定と付属農業協定の内容について検討を加え、それが一国の食糧主権を侵害する許し難いものであることを明らかにしたうえで、食糧政策のあるべき姿をその歴史に遡って説明することにより、これにそくした食糧制度の改善・充実こそ、食糧の安全・安定供給を求める国民の願いにこたえる道であることを提唱した。

後者では、第一部で九次提案以降にも続々と登場した各種の食糧「改革」論議に批判的検討を加えるとともに、これらに対置する私たちの食糧再構築案を第一部として提示した。事態は上述の通りWTO協定等の批准によって、食糧法廃止、輸入自由化に伴う新食糧法下の生産・流通体制に移行することになるが、それが日本の農業生産と食糧供給にもたらす危険と混乱の可能性を明らかにする意味で、本誌に私たちの提示する食糧再構築案を再録(後掲)し、その重要な意義を改めて強調しておきたい。

食糧管理本来のあり方

そこです、食糧制度の根幹をなす五つの柱を確認しておこう。

①国による米の全量管理、②国による米流通の一元管理(流通ルート特定化)、③二重米価制、④国家貿易制、⑤必要な管理経費一切の国庫負担(食糧特別会計法)。

食糧政策研究会は、この五つの柱を根幹とする食糧制度の積極的意義を認める立場から、一九七九年二月の第一次提案以来、なし崩しにこれらの根幹を逸脱しようとする食糧運営に対して時をおかず反論してきた。第一〇次の食糧再構築提案も、むろんそうした基本線に沿うものであり、大幅に崩されてしまった食糧運営の現状を根本的に正し、制度本来のあり方を再構築すべく提案したものである。

すなわち前段Iでは、五つの根幹にそくした食糧運営の確立に必要な米価・適正在庫・生産調整のあり方を提案することも、これを実施するための財政負担額をも具体的に提示しており、後段IIでは、流通ルート特定原則を中心とする米流通上の民主的規制の内容を具体的に提案しているが、その詳細は後掲の再録文書をご覧ください。

主権侵害のWTO協定

いままでもなく、これらの施策を実行するには、主要食糧の国家貿易制に基づく適切な国境措置の施行が不可欠の前提であり、食品安全基準の設定などを含めて、国家主権が十全に行使できる体制を確保していなければならない。

ところが、先にも触れた通りWTO協定は、国際貿易の拡大を第一義的に優先させ、各国特有の事情に基づく対応を一方的に制限するという、主権侵害の性格の強い機構である。それはアメリカ・E

Uなどの輸出大国の利害を優先させたものであり、さらにいえば多国籍大企業の利害を本位に構成された機構であるといつてよい。先進国・開発途上国を問わず各国の農民が反対したのはもとより、国内法の制限など国民生活に重大な影響を及ぼすものとして、慎重な検討を求める声がアメリカなどでも強いのは当然である。

このようなWTO協定を、周知の通りその内容を十分審議することなく、新・旧連立諸党の多数が共産党など少数の反対を押し切つて批准を強行したことは、日本農業と国民生活の今後に重大な禍根を残すことになったといわなければならない。しかもそれは、過去二回にわたる「米目給堅持」の国会決議を覆し、さらに九三年七月の総選挙における諸党の公約を放棄して行われた点でも、議会制民主主義を踏みこむ重大な違反行為である。

こうした事態を生んだのは、日本の農業と国民生活よりもアメリカと多国籍化した大企業の利害を優先させ、日米安保体制と財界に奉仕することを自らの利益に結びつける政治勢力が、今日の国会で多数を占めるに至ったからにはかならない。小選挙区制の強行も、こうした政治勢力の維持を図るためのものであるが、日本農業と国民生活を守り発展させるためには、このような政治情況の打破が必要条件ことは自明であろう。国民多数の意思は小選挙区制をも乗り越えて、WTO協定第一〇条に基づく内容改正を提起しうる政治勢力の形成を求めている。

新食糧法下の市場不安

作況指数七四という一九九三年産米の未曾有の凶作は、米不足と緊急輸入の事態をまねぎ、市中に一定の混乱を惹き起こしたが、その原因を食糧制度そのものに押しつけようとしたマスコミ等の議論は、本末転倒も甚だしい。私たちが指摘する通り、その原因は食糧制度の根幹を崩し、根幹を逸脱した食糧運営をおし進めてきたこと

にある。管理経費の在庫負担を減らすため、全量管理をやめて自主流通米主体に移行させ、減少した政府米も買入価格を大幅に引き下げて二重米価制を崩したことなどが、異常気象とあいまって米不足をまねき、ヤミ米業者等の暗躍を許した原因であつて、その逆ではない。

それでも、あれ以上のパンツクに陥らなかつたのは、曲がりなりにも食糧制度の機能が残つていたからであつて、実質的に野放しになる新食糧法下の生産・流通体制であつたならば、ヤミ業者はヤミではなしに公然と活動することになり、商社など的大資本も公然と巨利を貪ることができるのである。新食糧法でもこういう事態になれば規制を発動することにはなつてゐるが、規制の仕組みを一度壊してしまつてからでは、歯止めをかけることは至難のわざであらう。

ざであらう。

一九九四年産米は一転して大豊作になり、輸入米も加つて米価の値下がりが続いている。今後ミニマムアクセスの輸入量増加とともに、さらなる米価値下がりの事態も予想されるが、少量の政府米ではその買入価格の下支え機能が期待できない。情況によつては、自主流通米価格が政府米価格を下回るような事態も生じかねないのである。日本農業の危機は一段と深まるばかりである。

いずれにせよ、米の部分管理や間接統制方式が、いざという時に管理機能を発揮できなくなることは、食糧政策の歴史が証明している。国民食糧の安全・安定供給の道は、私たちの提案した食糧制度の再構築以外にないのである。

食糧政策研究会・第一〇次提案第II部を再録II

米価・適正在庫・生産調整政策 一、水田生産力回復のための価格政策

すでに指摘したように、六〇kg当たり一六、三〇〇円という著しく低い水準にまで引き下げられてきた政府米価は、多くの米生産者と中山間地域の稲作を赤字にいたらしめた。これが水田生産力を弱体化させ、「銘柄冷害」をも引き起こしたのであつた。またこの低米価とセットになつた二重米価の否定、すなわち米価の売買順さや化が、生産調整の実効性を著しく弱め、自由米発生の最も基本的な温床をつくり出してきた。

したがつて、水田農業の生産力を回復して米の安定的な需給環境をとり戻すこと、後に述べるような適切で実効性ある生産調整・転作を行うこと、そして国民の目に見える米流通をとり戻し、米を投機から守るために、限界地の生産費を償う政府買入れ米価と二重米価制の再建がぜひとも必要である。また生産・集荷制度としての他用途利用米は廃止する。

そのような米価として、当面最低でも六〇kg当たり二〇、〇〇〇円が必要であると考えられる。これは地域ブロック別で最も高い近畿の「玄払子・地代算入生産費」をきりぎり力パーする水準に引き上げる。したがつてさらに、稲作にも社会標準的な労働評価をすることへの

食糧政策研究会のこれまでの提案

1, 食糧制度の改善・充実に関する提案	1979. 12
2, 食糧制度の改善・充実に関する第2次提案	1981. 5
3, 水田農業の危機を打開し、米をめぐる国民の不安をなくすために —水田利用再編3期対策に向けての緊急提案—	1983. 11
4, 豊作を契機に、ゆとりある米需給と食糧制度の改善・充実に —豊作の中ですむ「米」の危機克服のために—	1985. 1 1985. 1

国民の理解を深めつつ、投下労働を平均的な労賃（製造業五人以上規模平均）で評価した二、〇〇〇円をめざす必要がある。

また政府売渡価格は現行の一八、〇〇〇円に据え置き、これによって売買逆差や二、〇〇〇円を確保する買入米価二、〇〇〇円の場合四、〇〇〇円。

こうした米価政策はまた、国が責任をもって需給を安定させるに足る政府米の確保を可能とするだけでなく、農家平均受取価格二一、一万円前後となっている現在の自主流通米産地品種のうち相当程度を政府米に吸引することによって、消費者の「食味・品質要求」にも十分応えた需給操作を可能とする。

二、不作にも備え、余裕ある需給管理のための適正在庫形成

すでに述べたように、財政負担削減をすべてに優先させて、部品在庫を一切もたないトヨタ等の「かんぱん方式」を米管理に押しつける単年度需給均衡方式は完全に破綻した。

われわれはこれまでの提案でその危険性を繰り返し指摘するとともに、十分な在庫保有を含めたゆとりある需給計画の樹立を提案してきた。この考え方に沿いながら、近年の非常に不安定な作況や「十分量の備蓄を」という広範な国民的要求をふまえるなら、一〇〇万七程度の適正在庫の保有という形で「ゆとりある需給計画」の今日的具現化をはかることが必要である。FAOが提示する「安全在庫基準」(消費量の一八%程度) また少なからぬアジア米主産国が一〇%以上の在庫を保有していることから見て、一〇〇万七消費量比一九%の在庫確保は過大でないだけでなく必要な水準である。

この適正在庫を造成・維持しながら国内需要をまかなっていくためには、少なくとも正味五〇万七の余裕米生産が必要となる(以下△表1参照)。

まずこの場合適正在庫は、過度の古米とならないよう適当な間隔で回転させることが必要であるから、造成された後は毎年一〇〇万七ずつを入れ換えていく。その販路として五〇万七は加工用需要のうち現行の他用途利用米が供給している分(以下「現行他用途分」とする)に充て、残り五〇万七は飼料用として売却することとする。前者は国内消費仕向量に含まれているので、正味余裕米生産量は五〇万七となる。

次に、この適正在庫を造成する過程だが、必要生産量(したがってまた生産調整規模)の短期的な変化をさけるという観点から、ここでは正味余裕米五〇万七の増産を安定的に継続する方式を提起する。この方法だと、とりこみ開始(一九九五年)から毎年五〇万七ずつ四年かけて二〇〇万七を造成することになる。また現行他用途米分の五〇万七の供給は継続される。もちろん適正在庫の造成は短期間に達成することが望ましいわけで、生産調整規模の変化については生産者等の合意がえられれば、期間を短縮することは可能である。

三、必要生産量と適切な生産調整

(一) 必要生産量の確保と生産調整の規模

必要生産総量は現在の国内消費仕向量一、〇五〇万七と正味余裕米五〇万七を合わせて二、〇〇〇万七となる(△表2参照)。

水稲作付計画をたてるための単収については、少なくとも当面は八〇年代以来頻繁に不作が発生しているという今日の水稲生産力の現実を直視しなければならない。そこで、八一年から九三年までの一三万年の平均単収が一〇a当たり四七八kg、同期間のうち最大値と最小値を除いたものが四八五kgであることから、一〇a当たり四八〇kgを現時点での平均的な水稲生産力水準とみなせば、必要作付面積は二九万haとなる。これがゆとりある需給管理のための生産計画の基礎となる。

一方、現実に水稲作付が可能な面積が、これまで政府が生産調整を行う際の前提としてきた「潜在作付面積」をかなり下回っていることは、われわれも度々指摘してきたとおりである。結論的にいうと公表されている客観データとしては耕地面積統計による水田本地面積二一、二万ha(九三年八月一日現在。九四年は未発表)に依拠すべきと考える。ちなみに最近、農水省が転作の実施状況等から推定した資料によっても、九三年度の理屈上の「水稲潜在作付面積」(主食用水稲作付面積)プラス転作等実地面積)二七、三万haのうちすでに非水田化したものが転用、畑・果樹園への転換を含めて九万ha程度であるとされている。

そこでゆとりある需給管理のための必要作付面積二九万haと現実的水稲作付面積二一、二万haとの差三、三万haを生産調整・転作することが必要となる。必要な適正在庫を可能な限り短期間に造成するために当面は生産調整を行わないという方式もありうるが、その造成

5, 食管制度の危機を打開し、米の流通改善を図るために — 食管制度の改善・充実に関する第4次提案—	1986. 6
6, 食管制度と水田農業の直直し方策 — 食管制度の改善・充実に関する第5次提案—	1987. 1
7, 米の輸入と大資本支配に道を開く食管制度解体の危機を打開するために — 食管制度の改善・充実に関する第6次提案—	1989. 7
8, 米市場開放についての見解	1990. 10

後はやはり同じ課題に直面することになる。経済的に定着性が高いとみられる野菜・花卉類への転作面積以外をすべて転作に動員すると二年間で約一七〇万トンの在庫造成になる。

したがってやはり中長期的な政策方向としては、本提案で提起している食糧管理政策の体系的充実の一環として水稲から他の作物への転作を誘導する必要がある。その面積三〇万haは、現実的な水稲作付可能水田面積を基準にすれば転作率二〇%となる。また九三年度の他用途利用米を含む水稲作付面積は二二三万haであったから、これは水稲作付面積を一六万ha程度増やすということ、すなわち実際の転作を一六万ha減らすということを意味する。すでに見たようにその背景は、(ア)正味余給米として五〇万トンの増産を行う、(イ)頻発する不作や平年単収の伸び悩みに見られる現実の水稲生産水準を当面の前提とする、(ウ)現行生産調整では転作に力ウントされているがすでに水田でなくなっているものをとり除いた、ということにある。

また転作の内容としては、野菜や花卉類など経済的に定着性が高い作物が現在一四万ha程度あり、これに現状では経済的定着性が低いが総合的な食糧自給率を向上させるためにも必要な作物への転作が一八万ha程度加わることになる。

(二) 米経済の健全化と総合的食糧政策の

(1) 生産調整の本来の課題とそのための手法について

最近の各種提言における生産調整論に共通する「選択制」への転換という主張の問題点については、すでに批判したとおりである。つまりこれらの底流にあるのは、基本的にはなにも米価を引き下げることによって、「コストの高い地域と生産者から順に稲作から撤退させる」という原理としての「選択的生産調整」ということである。その「選択的」「自主性」の実体は、米生産が引き合わない低米価という経済的強制にほかならない。これは水稲生産力総体をいっそう縮小させ、ミニマム・アクセスはむしろより大量の米輸入を不可避的に招来してしまう。

すでに述べたように、日本の米生産力を維持・健全化し、水田農業の食糧供給力と国土・環境保全機能を充実させるためには米価を引き上げることこそが必要なのである。われわれがここで秩序ある

生産調整の必要性をいう場合の根拠の一つも、米価支持の経済的環境を維持することにある。

また、中山間部に代表される条件不利地域も含めた日本における水田稲作の地域普遍的必要性ということが、秩序ある生産調整が必要となるいま一つの根拠である。日本農業の過半をなす中山間地域における水田稲作が、そうした地域の活性化にとつてはむしろ、国土・環境保全のために不可欠であることは多言を要さないであろう。

なお、「選択的生産調整への移行」という主張のほとんど唯一の理由は、「一律の生産調整は大規模生産者にも減反を強いること」によってその意欲をそぐとともに非効率的な地域や生産者にも稲作を継続させ、構造改善を阻害している」というものである。しかしこれはきわめて一面的な誇張であり、わが国水田農業の基本的課題を見誤らせるものといわねばならない。

まず目的がそうであるならば、「選択的生産調整とはまさに生産コストの高い地域と減反を集中し、それらを稲作から排除するものでしかありえない。

さらに、そのようにしてコストの高い地域・生産者を排除しても残りの生産者の規模拡大余地はあるにしても限られている。高コスト地域・生産者が減反した水田は、他の生産者が規模拡大に用いることはできないのである。

また一定の比率で生産調整をした場合に、現状では大規模生産者ほど収入減少額が大きいのは確かだが、それは転作作物に経済性を持たせない転作政策(即ち該作物の価格政策等を含む)にこそ根因がある。米以外の穀物や油糧種子などにおいて、国際的に異常に低い自給率にまで落ち込んだわが国の水田農業の基本的課題からしても大規模生産者も含めて水田で米さえ作っていれば良いというわけにはいかないのである。

(2) 米経済の健全化と総合的食糧政策のための

生産調整・転作の基本的内容

そこで米経済を健全化し、水田農業を建て直すために必要な「秩序と実効性ある生産調整」の方法は、次のような基本的内容を備えるべきと考える。

国は水稲必要作付面積目標とそれに対応する生産調整(転作)目的面積を定め、これを都道府県でも市町村への目標配分を行う。その

9, 米の市場開放を阻止し、国内での米流通自由化に歯止めをかけ、食糧制度の民主的な
公的管理の実現に向けて

-食糧制度の改善・充実に関する第7次提案-

1991. 7

10, 深刻化した米不足とさし迫った輸入自由化の危機を打開し、いまこそ食糧制度の改善・
充実によって米の安定供給と水田農業の確立を

-食糧制度の改善・充実に関する第8次提案-

1993. 11

上で、(フ)水稲、(ヘ)「定着性転作」野菜、花卉など(オ)および畜産農
家の飼料作物などの転作、(ウ)大豆、小麦、流通用飼料作物など現状で
は経済的定着性が低い(ガ)総合的な食糧自給率改善のために必要な
作物への集落など、地域のとりくみ等としての「自給率向上転作」を
募り、それをふまえて転作の目標達成に向けた調整を行う。

こうした生産調整のための経済的誘因は、第一に「二重米価制」であ
り、第二に転作奨励金である。「二重米価制」における売買逆ざや
は、第一に転作奨励金入価格米価 $211,000$ 円の場合 $4,000$
円、転作奨励金のうち大豆、小麦、飼料作物などの「自給率向上転作」に
ついては $10a$ 当たり平均 6 万円、「定着性転作」については半額の
平均 3 万円 $3,000$ 円。

生産調整をして大豆、小麦等に転作した場合、その作物所得(田作の
大豆または小麦の所得)と転作奨励金の合計額は $10a$ 当たり平均 7
・ 1 万円前後となる。これは平均的な転作所得 8 万円(政府米価 21
・ $2,000$ 円の場合 8 ・ 8 万円)をやや下回るが、生産調整に背を向
けて自由米販売を行った場合は、一重米価の逆ざや分がそれ以上に
生まれるので、生産調整の経済合理的な誘因と実効性は確保できる
(なお、 $10a$ までの試算において、大豆、小麦の生産者受取価格は現状を
前提としているが、総合的な食糧自給率向上のための体系的施策に
は、これらの改善が当然含まれるべきことを付言しておく)。

以上のような基本的手法と経済的裏づけをもった生産調整を行う
なら、それは今日いわれている「選択的生産調整」とは違って、実効
性を確保できると同時に、全地域的に稲作と水田農業を維持・充実
することができると思われる。またあくまで経済合理的な誘因に
よって生産調整への参加を促すので、強権的ヘナルティにもとづ
く「強制減反」という性格も払拭することができる。

四、水田農業立て直しのための価格政策

ゆとりある需給管理・適切な生産調 整のための財政負担

以上のような基本的内容をもつ食糧管理政策の改善・充実のため
の財政負担規模の大体について、概略的な試算をしておく。なお以
下の試算は適正在庫 100 万 t を達成した段階のものであり、達成
過程ではこれを下回ることに留意されたい(以下入表 3 も参照)
第一に米価関係について。すでに述べたように米生産力と水田農業

の立て直しのために最低 60 kg当たり 2 万円の政府買入米価と二重
米価制が必要なのであって、そのための売買逆ざやは 60 kg当たり
 $21,000$ 円となる。

米生産量 $1,100$ 万 t のうち農家消費量 300 万 t を除く 800
万 t を政府米・自主流通米として集荷する。最近の正常作であつ
た九一年産では、生産量のうち政府管理米として集荷されなかつた
という意味でのいわゆる「農家消費等」は 410 万 t であり、その内
訳は農家消費 218 万 t 、減耗および種子 27 万 t 、特定米穀 46
万 t 、農家譲渡米 200 万 t 無償 108 万 t 、有償 92 万 t と推
定されている。これを例にとれば、農家譲渡米 200 万 t のうち
 100 万 t 程度を吸収することになる。

この 800 万 t のうち 400 万 t を政府米として買い入れる。そ
の根拠は、国が主食の米について責任をもつて需給安定化をはかる
ためには、流通量の半分 400 万 t 程度は直接管理できることが
必要だからである。そのことは、凶作の下で需給をできるだけ安定
化させるために、集荷量 390 万 t の全量を事実上政府直接管理米
扱いとした九三年産米の経験も裏付けている。

このための財政負担は 60 kg当たり $21,000$ 円(当たり $3,300$
万円) $\times 400$ 万 t 、 $1,320$ 億円となる。

第二に、この政府米 400 万 t にかかわるその他の管理経費。こ
れについては近年の政府管理米実績を基礎にも当たり 6 万円として
 400 万 t で $2,400$ 億円となる。

第三に、適正在庫の保有費用。 100 万 t の適正在庫を維持する
ための費用は、基本的に保管料と金利である。これも近年の実績等
を基礎にも当たり 1 ・ 6 万円(保管料 $8,000$ 円、金利 $8,000$
円) $\times 100$ 万 t 、 160 億円となる。

第四に、この適正在庫を毎年 100 万 t ずつ入れ換えていくため
の費用。つまり 100 万 t の売却費用である。このうち 50 万 t は
現行他用途米分として売却するが、売却価格は当面これまでの実績
をふまえて 60 kg当たり 1 万円とする。しかし生産・集荷制度とし
ての他用途利用米は廃止するので、当然政府米として買い入れたも
のから供給する。したがって買入価格 3 万円との差 2 万円(当たり
 1 ・ 6 ・ 7 万円) $\times 50$ 万 t で 833 億円となる。

また残りの 50 万 t については飼料用米として売却する。売却価
格は近年の国内産飼料用米政府売渡価格に準じても当たり 2 ・ 4 万
円とし、政府米買入価格 33 ・ 3 万円との差 30 ・ 9 万円 $\times 50$ 万
 t で 1 ・ 550 億円となる。両者合わせた売却費用が 2 ・ 388 億

11. 歴史の教訓に学び、日本の米と農業の危機を打開するため、ガット「農業合意」案の国会批准阻止を国民に訴える

一 食糧制度の改善。充実をめざす第9次提案—

1994. 7

12. ガット「合意」の国会批准を阻止し、国民生活と日本農業を守る食糧管理制度の再構築をめざして

一 食糧制度の改善・充実に関する第10次提案—

1994. 9

円である。

最後が転作奨励金。「定着性転作」が10a当たり平均三万円×一四万haで四〇〇億円、「自給率向上転作」が10a当たり平均六万円×一八haで一、〇八〇億円、合わせて一、五〇〇億円となる。

以上を合計すると、約七、九三〇億円の財政負担規模となる(政府買入米価を二、〇〇〇円とした場合、約九、六〇〇億円)。これは一見大規模な負担に見えるかも知れない。しかし主食である米を安定的に供給し、かつ国内水田農業の食糧生産力と国土・環境保全機能を中長期にわたって維持していくための、したがって、言葉の本来の意味での国民生活の持続的確保のための必要経費なのである。

ちなみに一九九二年度の米関連食糧管理費の実績をみると、政府米売買については順さやであるためにマイナス二六二億円、自主流通米奨励金一、一六九億円、政府米管理経費一、〇六八億円、他用途利用米流通助成金一八六億円、水田営農活性化対策一、四五九億円で、合計三、六二〇億円となっている。しかしこの規模にまで財政負担をけちりつくした果てが、日本の水田農業の危機的弱体化であり、終戦直後を除けば、戦後最悪の米不足と大量輸入だったのである。実際、臨調II行革路線が発動される直前である八〇年度前後の該当財政負担額は九、〇〇〇億円から一兆円の水準にあり、当時の一般会計予算規模に対して二%以上の割合を占めていた。

今日の予算総額からすれば、上述の七、九三〇億円は一%強にとどまる九、六〇〇億円でも一・三%。食糧制度を廃止してしまえばこうした負担は財政支出として確かになくなるかも知れないがそのかわり消費者米価へのはねかえり、米価の乱高下、不作時の再度の「米騒動」などの悪い形で国民生活に重くのしかかることになるであろう。

米と稲作を守る米穀流通の民主的規制 一、流行る規制緩和の前提はなにか

世の中、猫も杓子もといつてよいほどに、規制緩和が叫ばれている。お米の領域でも、経団連、マスコミ、研究者・評論家、そして農政審議会が、ほとんど変わりのない内容で、規制緩和こそが消費者の利益に沿つて、稲作の再建に役立つと主張している。そこには一定の社会的な規制の意味や役割を、なから問いつくなく、「原則

自由化」で政策を組み立て、現に実行に移しつつある。しかしながら、米・稲作をめぐる自由化と規制緩和が、だれにとつて利益を導くのか、どのような矛盾と結果をもたらすのかについては、少しも問われていない。そこが、問題の焦点のほうである。

農政審議会が、米管理の見直しとして、次の五点をあげた。

①生産者の創意工夫が発揮されにくい、②消費者ニーズに対応しきれない、③流通ルートが消費者の購買行動、流通実態に対応しきれない、④不正規流通や制度に対する不信、⑤割当的な生産調整、流通規制の管理の必要性がうすくなる、などである。

ところで、これらの米管理見直しなるものを提起する前提条件をみると、まず第一にガット農業合意の受入れがある。農政審はガットを受け入れて、日本の農業・農村は二二世紀に向けた飛躍を図り得るとしている。

これが、まったく無責任な提起であることは、次の点を考えるだけで明らかであろう。九五年から、外国産米を「ミムム・アフセス」として輸入するとすれば、日本国内の米穀市場は、少なくともそれだけ縮小されざるをえない。また米価の全般的な水準は、国際市場との共通性をもつから、低い国際価格にさや寄せされていく。しかもなにより決定的なのは、日本の米・稲作農業の先さきの見通しが真つ暗だということである。こうなれば、農政審がいうように、生産者は、どうして創意工夫を発揮して農業でがんばろうとする気になれるであろうか。一方、消費者は、「平成米騒動」の体験を経てますます、安全・安心・うまい米を求め、日本のお米を食べたいと願っている。それが消費者ニーズであるのに、外国産米が混米されたり、すべれた国産米だとやら値段が高いとなれば、どうして消費者重視となるのであろうか。

第二の前提条件に、食糧制度の基本的なしくみを維持することではなく、食糧管理法のあからさまな廃止の考えがある。

米流通の問題として、しきりにやみ米がとりあげられるけれど、その発生の根本原因は、なにより政府米が流通量の過半を割り、買入れと売渡しの米価が順さやになつているところにある。二重米価制度をきちんと守つて運用すれば、不正規流通米の発生する余地がないことは、経済的にみて自明である。また消費者が米の制度に信頼をおいていないというが、消費者は身近なお米屋さんやスーパーの米売場で真正銘のお米が手に入れば、特段に文句をいわない。だが現実には小売店の裁量が狭くなるなかで、産地、産年、銘柄、種類、混米具合など、これひたつはつきりしないが、あてにもで

食糧政策研究会メンバー

石井 啓雄 (駒沢大学教授)
 臼井 晋 (東京農業大学教授)
 北出 俊昭 (明治大学教授)
 田代 洋一 (横浜国立大学教授)
 三国 英実 (広島大学教授)
 村田 武 (金沢大学教授)

・井野 隆一 (元 ・日本農業研究所研究員)
 ・河相 一成 (東北大学教授 ・事務局長)
 塩沢 照俊 (拓殖大学北海道短期大学教授)
 ・千葉 燎郎 (元 ・北海学園大学教授)
 宮村 光重 (元 ・日本女子大学教授)
 <五十音順、 ・印は代表幹事>

きない場合が多い。消費者が、信頼してお米を買い取るようにする一つの社会的な保証が、流通を担う業者の特定という食糧法によるしくみにほかならないのである。

マスコミに得意顔で登場するヤマミ米業者をそのまま認め、むしろかれらのごまらず、三米田の米商品を手におさめたいとする商社やそのタミーたちを、今後の中心的な担い手に位置づけようとするのが、米流通の規制緩和といわれるものである。

米流通の実態が、制度と乖離しているとされるが、食糧制度の原則的な運用をくずしてつくりだした実態なのであるから、その論は理屈にはならない。

以上に述べた規制緩和論の前提は、農政審だけでなく、経団連をはじめ、あれこれの政策提言に共通しており、今日、財界や政権勢力が講じている策略の大きさを示している。

二、米穀流通に対する規制緩和の内容と問題点

現在、政策提起されている米穀流通に対する規制緩和の主な内容と問題点を整理しておきたい。

(一) 米穀の生産者販売と集荷段階

ここでは、生産者による販売先の限定、および集荷業者の特定という制約条件をはずし、その場に新規参入を認めて、流通の担い手の間で、もっと自由に競争させるという内容が提示されている。農政審がすすめる「販売の多様化」に当たるわけだが、経団連の提言で明示されているように、その主たるねらいは、現在、ほぼ九五%を占める農協の系統組織を通じた販売・集荷をくずす点にある。

農協が米穀集荷の大半を担っていたたのには、歴史的な経緯があり、経団連のように、農協が米穀流通を独占した状態にあると評価するのは、あまりにも不見識である。その本心を問えば、大企業、商社が米穀流通過程に介入し、うまみのある米商売をしたいとする意向以外にはなにも見当たらない。戦前の産業組合、農会が米穀の集荷・管理を担ったなかに、戦争遂行国策に沿う性格が与えられたのは確かである。しかし、小生産者たる農民は、高利貸や米穀商人

を排して共同販売を行おうとしてきたのであり、とりわけ戦後の過程では、自作農民の米穀販売共同の営みを農協系統組織に託していたことは事実でもあり、資本の介入を排するという点で、歴史的に進歩的な役割を果たしてきた。それゆえ、今ここで、農協のあり方をただすことは必要であつても、農協のかわりに、あれこれの資本の参入にみちを開くことは、農民をばらばらにしてしまう歴史の逆行以外のなにものでもない。

また、流通規制を最小限のものにするという農政審は、不正規流通を解消させるためだともいう。だが、不正規流通の生産者段階における発生は、生産者が、そつちの方へ販売するにメリツトがあるからである。逆にいえば、正規流通にのせればメリツトがない。なぜなら、その理由は簡単で、流通秩序を維持する上で基本となる政府米の売買価格が順さやになっているからである。そうした状態のもとでは、いくら集荷段階に新規参入を認めたとしても、結局は、増大した新旧参入者による価格競争の泥沼化が招来されるだけであろう。つまり、生産農民にとっては、価格の不安定、農民の共同組織である農協の解体、参入業者の優勝劣敗が落ちつく姿であり、資本力があつて競争に耐えられる業者が、集荷過程を一手に支配するにいたるであろう。農協が生き残れたとして、すでにその性格は、商業資本へと転化したものにほかならない。いうなれば、全部が自由米業者の世界であろう。

経団連の提言では、集荷業者の指定条件の緩和を求め、登録生産者数を三〇人以下に、売渡申込み数量を五〇t以下にすることを主張している。だがそつなれば、生産農民は、集荷資本による徹底した分割支配下におかれるであろうし、その集荷業者は、集荷量が少ないだけ販売力の低下になるから、より大きな集荷業資本への従属化をもたらすにちがいない。

そこで、一番多くの利潤をあげるのはだれか、損をするのはだれか。損をする農家は、稲作放棄に向かうであろうから、地域からの農業崩壊、そして環境保全の維持低下がすすむことは、火を見るより明らかとなる。

(二) 米穀の卸売と小売段階

ここでは、消費者の多様なニーズへの対応と選択機会の増進をはかるという内容が提示されている。この主たるねらいをみるとお米のアイテムL数を増やすこと、購入の場所と機会を広げる点にある。

これは消費者の立場からすると、いつでも、どこでも、どんなお米でも手に入るという、いたって消費者本位に見えるかも知れない。しかしそこには、たゞさんの落とし穴がある。

まず、普通の消費者がお米に求めているニーズとはいかなる内容であろうか。それは、野菜や果物あるいは肉や魚とは、かなり異なっており、毎日毎日、あれこれ違う種類のお米を食べようとするわけではない。買う場所も適当に買える所さえあれば、特定のお米屋さんやスーパーである点にこそさう不自由を感じていない。そんなことより、本当に国産米だけなのか、外米は混ざっていないかどうか、一体、品種は、産地は、銘柄・等級のブレンド具合はどうか、有機米・省農薬米と書いてあっても、本当なのかどうか。こういう点こそ消費者は知りたいのである。だから家族の口合いついづものお米を、と米屋さんに注文したら、信用とおり買えることが出来るかどうか問題である。

もちろん、米の価格について消費者は関心をもっている。ことに九三年産米のような高値は困る。一〇kgまとめて四・五、〇〇〇円から一万円を超える支出は、単品の購入として負担に感ずる。また米の値段が、他の諸物価に少なからず影響を与えることから、米の小売価格にはしっかりと行政措置を講ずるべきである。と同時に、消費者家計における米穀購入の支出額が、ほかの食料品・支出費田と比べて、けつして大きくないことも知らなくてはならない。総務庁家計調査報告(全国・全世帯・用途分類)によると、九三年の消費者世帯一人一日当たり米類支出は五・四三銭で、消費支出に対して一・六％、食糧支出に対して六・六％である。五一円三銭の米代は、かりに時給八〇〇円のパート賃金で、四分間働けば稼ぎ出せる。それで体力を保つエネルギーの四分の一は得られる。これが高いから、米の卸・小売に参入を広げるのだという論拠は成り立つまい。

したがって消費者は、小売業者に責任をしっかりとってもらい、自身の信用できるお米を、そこそこの値段で買いたいわけだから、利潤追求に走る企業資本に、小売業の資格を広げてしまうことを願わないであらう。

ところが、卸段階にしても小売段階にしても、競争原理を働かせる、つまりはだれでも資本のある者は、お米を扱って利潤をめぐる競争をしあうとなれば、ここでもまた優勝劣敗、弱肉強食の世界がつくられる。この熾烈なたたかいに勝ちのこるべく、米の集荷、と精、ブレンド、商品名づけをしてゆくであらう。これが、消費者

の本当に求めているところから、すっかり離れてしまい、いま以上の米はなれをすすめ、顔の見える流通とはほど遠い状態をつくりだすにいたるであらう。

(三)緊急時の集荷と配給

農政審は、米の流通規制をはずして、競争原理、市場メカニズムにまかせると、危ない状況もおきるかも知れないと、一応、殊勝な気持をもっている。米は、その商品特性上、投機の対象になりやすいから、「緊急時」になりそうか、なつた時には、確実な集荷制度や配給制度が適用できるようにしておきたい、という内容を提示する。

これほど、あまちゃんな判断をするのには、驚かされる。米の集荷と配給を確実にするというのには、国家の公権力を行使しなければできない相談である。戦中そして戦争直後、それが可能であったのは、戦前期からの米穀法、米穀統制法、米穀配給統制法などを経て、政府機能による直接的な全面規制の食糧管理法の体制がつくられてきたからこそである。むしろここで、侵略戦争目的の統制経済導入を良しとして述べているわけではない。食管法を廃止した競争原理の支配下で、にわかに集荷や配給がうまくいくなどと考えること自体が、まったくの感言だということである。

また、「平成米騒動」の教訓として考えても、へさへさになつた食管制度ながら、いまだ肝腎な部分が、いくらかでも残っており、機能させることができたから、たとえ不評の輸入米であつたにしても、国産米三割輸入米七割のいわば配給制がとりえたのである。もし食管制度なかりせば、とても、あんな程度でおさまることがはなかつたであらう。

三、食管制度の流通規制

現行の食糧管理法は、戦後、一九五三年の積極的な改定のあつた七二年の小売段階の基準緩和を経て八一年の自主流通米法認の後向き改定等により、その基本想定が相当にゆらいている。ことごとく八五年「流通改善措置大綱」、八八年「流通改善大綱の通達等」により、流通規制の現実適用は、大幅に緩和されてきたところである。しかし、それでもまだ、といつてよからうが、食管法の本則にあ

る流通規制の規定、すなわち流通ルートの特定制とよばれる条項は、基本的に生きている。現局面は食管法の廃止が日程にのぼっているわけなので、その流通規制の本体がおびやかされることになった。食糧管理法上、米穀の集荷と販売の両面でのように規制が定められているのか、あらためて見ておくことにしよう。

〔集荷業者の指定〕

第八条ノ二 米穀ノ集荷ノ業務ハ略シテ行ハントスル者ハ政令ノ定

ルル所ニ依リ農林水産大臣ノ指定ヲ受クベシ

②前項ノ指定ハ之ヲ受ケントスル者ガ同項ノ業務ヲ的確ニ遂行スル

モノトシテ政令ノ定ル要件ヲ具フル場合ニ生産者ヨリノ米穀ノ

適正且円滑ナル集荷ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ行フモノトス

〔販売業務の許可〕

第八条ノ三 米穀ノ卸売ノ業者又ハ小売ノ業務ヲ行ハントスル者ハ

政令ノ定ルル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ

②前項ノ許可ハ之ヲ受ケントスル者ガ同項ノ業務ヲ的確ニ遂行スル

ニ足ルモノトシテ政令ノ定ル要件ヲ具フル場合ニ消費者ニ対ス

ル米穀ノ適正且円滑ナル供給ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ行フ

モノトスル

〔米穀の割当、購入券の発給等〕

第八条ノ四 略シ米穀ノ需給逼迫時ノ国民食糧確保上、米穀ノ割

当 購入券ノ発給ニ関スル規定

これらの法文で明らかによつて、食管法は流通業者に対する指定・許可をもつてのぞみ、消費者国民そして生産者にも、責任のある業務を行うべきであることを規定している。いつたこのこととかが、規制緩和論者のいうように、よろしくないところである。食管法の規定を消費者の利益にかなうように運用することこそ重要なのである。それだけに当然流通業者には社会的な責任が発生する。こうした規定をもつことが、政府が国民の主食たる米穀について責任を負う具体的な措置といつてよいものである。

ところで、こうした指定業者もしくは許可業者が、米穀を取扱う場合、政府の米穀基本計画(食管法第一条)におよび米穀供給計画(同第八条)にもとづいて営業しなければならない。そこで、米穀の流通全体と担い手を含めて、食管制度における流通ルートの特定制とよび、その根幹の一つをなすしくみである。また、この流通ルートの特定は、米穀の売渡し・買入れならびに二重米価制(第二章第四条)

国家貿易管理(第八条)一一条などとともに、現実の意味と役割をもつから、たとえ政府米価が売買順さやになれば、流通規制も機能が弱まることになるという相互関係になる。

さらに、流通ルートの特定は、米穀業者にとつては、現物の確実な集配、代金決済などを保証する機能を果たすものとなっている。

四 農民と消費者にとつて

の流通改善と民主的規制

農民と消費者の基本的な願いと要求は、日本の農業・農村が存続でき、現在だけではなく、将来にわたつても、安定し、安心できる良質の農産物が生産され、消費できるといふ点にある。これは、世論調査にも示されており、本当の意味での国益にほかならない。経済構造のあり方も、工業と農業そして商業等がバランスよく位置づけられるものでなければならぬ。お米の流通改善も、そうした国民経済の方向性を追求する政策の一環として扱われる必要がある。したがつて、流通秩序が乱れ、消費者の諸要求が満たされない現状をただすには、米の流通に、利潤本位の競争原理を導入し、営利追求の立場の者が、勝手気ままに、稲作をし、米の集荷・販売をするなどという方向であつてはならない。

小生産者農民の家族農業が維持されるべきであるし、また流通における米扱いの小営業も、家族労働が保障されて存続されなければならぬ。

そこで、まず第一に、現行食糧管理法における流通特定の規定を守り、無制限自由に強大な資本が参入することをおさえる必要がある。これを実現するためには、国民に広く、食管制度の積極的意義を伝え、政府等の行政責任を明確にしつつ、食管制度に対するゆえなき攻撃を許さないようにする大きな世論づくりが大切である。いま商社や大手業者などは、消費者の目をまかす米の資本銘柄(あれこれのネーミング)をつくりだし、外国産米を含めて、混米し、ほろ儲けをねらつてゐる。マスコミではそうした流通の乱れを食管制度のせいにしてゐるが、それは逆であつて、食管を無視し、くすす行為が発生する事態なのである。

したがつて、二重米価制をしつかり回復させ、政府の直接管理でざる米(政府米)の集荷を、政府管理米全体の半分まで、当面四〇〇万程度とする必要がある。その際に、農協、行政、技術研究機関等の協力と支援を受けて、土づくりを基本とし、農薬使用を制

〈表1〉 正味余裕米50万t生産による適性在庫200万t造成

単位：万t

米穀 年度	年月	適正在庫向 生産量	適正在庫		回転分売却		適正在庫 量
			新米	古米	加工	飼料	
1996	1995. 11	95年産 100	↓	↓	↓	↓	50
	96. 10	96年産 100	↓	↓	↓	↓	50
1997	96. 11	↓	↓	↓	↓	↓	100
	97. 10	97年産 100	↓	↓	↓	↓	100
1998	97. 11	↓	↓	↓	↓	↓	150
	98. 10	98年産 100	↓	↓	↓	↓	150
1999	98. 11	↓	↓	↓	↓	↓	200
	99. 10	99年産 100	↓	↓	↓	↓	200
2000	99. 11	↓	↓	↓	↓	↓	200
	2000. 10	2000年産 100	↓	↓	↓	↓	200

〈表2〉 米必要生産量と生産調整・転作

国内消費仕向量	A	1,050万t
正味余裕米生産量	B	50万t
必要生産量	C=A+B	1,100万t
10a当たり単収	D	480kg
必要作付面積	E=C/D	229万ha
作付可能水田面積	F	261万ha
生産調整面積	G=F-E	32万ha
うち定着性転作		14万ha
自給率向上転作		18万ha

限した稲作による米が、流通各段階で正当に評価され、手数料等にゆえなき格差を設けずに扱われるようにする。一定の範囲内での価格差については、生産者・業者・消費者との納得で採用できる措置が必要であろう。

現状の自主流通米については、徐々に政府米の扱いに移行させ、その際価格メリット等に大きな落ちこみが生まれないようにする。むしろ、自主流通米価格形成機構については、機能を制限する方向で、終息に向かわせる。

第二に、政府米にしても、自主流通米にしても、その集荷・販売各段階を担う流通業者は、上記の適正な価格、安心できる品質、国内産米中心の扱いなどを条件として、社会的な信頼を受けられる存在でなければならない。

このためには、食糧制度に定められる流通ルートの特定を基本的に維持し、集荷・販売の区域に一定の枠を設け、取扱い米穀の生産地、品種、生産年、さらには栽培方法など、消費者が求める表示を

生協等をふくむ流通業者に義務づけさせる必要がある。この点は、一部で現にやられており、いまますぐにでも可能な手だてである。

第三に、稲作生産農民とお米を食べる消費者が、できるだけよくわかりあい、交流しあうことが大切である。

米の「産直」を行うには、いまの食糧制度がまだまだという理解から、多くの提言がなされている。だがそれは不正確な把握であり食糧制度廃止に向けた、ためにする主張といわざるをえない。たしかに、米の産直（表現を別にすれば）は、野菜、果実、卵、肉のようにはいかない。では、食糧制度の流通ルートのなかで、消費者の諸要求がまったく実現しないのかというえば、そんなことはない。すでに相当多くの生協が米取扱いですすめてきたように、生協組合員が、直接に稲作農民と交流し、学習しつつ、そこのやりとりの上になつた米の出荷・販売と組合員への供給を行っている。その際、農協や経済連をおすから、一定の手数料、リスク負担を含む販売機能が求められる。そこに不合理で納得できない部分、たとえば、

〈表 3〉 財政負担の概略試算

米価（政府米売買逆ざや）	2,000円/60kg×400万t	1,330億円（2,670億円）
政府米管理経費	60,000円/t×400万t	2,400億円
適正在庫保有費用	16,000円/t×200万t	320億円
適正在庫回転分売却費用	加工用 10,000円/60kg×50万t	830億円（1,000億円）
	飼料用 30.9万円/t×50万t	1,550億円（1,710億円）
転作奨励金	定着性転作 30,000円/10a×14万ha	420億円
	自給率向上転作 60,000円/10a×18万ha	1,080億円
合 計		7,930億円（9,600億円）

注：（ ）内は、政府買入米価を22,000円/60kgとした場合

〈表 3（補）〉 過去の類似費目の財政負担実績

	1992年度	1980年度	1979年度
米価売買逆ざや	△ 262億円	961億円	2,627億円
自主流通米奨励金	1,169億円	1,318億円	1,523億円
政府米管理経費	1,068億円	3,195億円	2,941億円
他用途利用米流通助成金	186億円	—	—
生産調整対策費	1,459億円	3,800億円	3,195億円
合 計	3,620億円	9,274億円	10,286億円

バーマージンのごときがあれば、生産者・消費者本位にただしていけばよろしい。そうしたことが、まさしく米の流通改善であり、民主的な規制となる措置である。

しかもこのように食管制度と食管制度を尊重するのは、青果物、畜産物と違い、米が国民の主食の位置にあり、稲作が日本農業の根幹にあるからである。お米が、不安定でどうなるかと、その時次第でよいのだとするならば、食管制度も要らないであろう。いやそれは困る、とするならば、また、政府には国民への責任を果たす義務があると考えるのであれば、少なくとも現行の流通ルートの特定を維持しつつ、改善を図る政策が必要となる。

農協と生協は、非営利の協同組織である性格を原点としてしつつかり保つことができれば、さまざまな取引形態を考慮しつつ、両者で透明度の高い方策を活用し、全体として食管制度を民主的に改善・強化していく方向での歩みが現実的でもあり、日本農業を守る基本方向と合致すると考えられる。

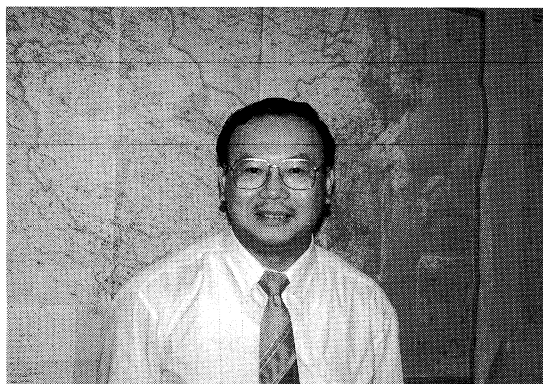
第四に、政府が行っている食管制度の運用では、片や規制緩和を片や不必要な権限集約をという矛盾があるので、それをたださねばならない。

ここで、政府の米流通規制の全国一元的な画一管理のなかに、もつと地域特性を認めさせ、地方自治の権限を十分に発揮させる措置をとらなければならない。重要な課題は、全国視野の公的管理をふまえて、地域流通をいま以上に活発にさせ、広域流通によって生じている諸弊害をおさえていくことである。

ここでは、地域産米を地域住民に、とくに学校給食や病院給食にまわし、老人ホーム等社会福祉施設などに対しても、優先的に手当てすることも重要である。

さらに、食管法にもうたわれているとおり、政府は供給計画を立てる時には、都道府県知事の意見を聴かなければならない。したがって、この点をもつと実体的なものとし、地域の生産と消費をベースにおいて、そのうえで全国体制を考慮すべきである。

その際には、都道府県にある米穀流通適正化協議会（適化協）を実質的な運営にあらため、構成員の強化、建議機能の発揮、情報の公開促進、住民の啓発などをすすめ、ゆくゆくは米の生産・流通・消費の全般にわたって、地域特性にもつと地方自治体行政の重要な拠りどころとすべきであろう。



岩崎 登 (いわさき のぼる) さん

1949年岡山市生まれ。1973年岡山大学農学部農学科卒業。

1990年コープこうべ・農産食品部課長。

1991年海外商品開発室マネージャー。

1994年から現職。

北海道の農業・農村に期待すること

北海道はフードプランの中心産地

生活協同組合コープこうべ 商品開発部

フードプラン開発課長 岩崎 登

はじめに

私は生協に入所して二年になる。この間、主に農産畑を歩いてきた店舗の農産担当約六年、地区(コープこうべは現在八地区に分かれている)での業務担任四年、農産バイヤー八年、海外商品開発室二年、商品開発部フードプラン開発一年。従ってフードプランの仕事は昨年の春から担当になったばかりである。しかしバイヤー時代にフードプランの発足準備を手伝ったこともあり関係がなかつた訳ではない。フードプランの責任者となつて改めて感じることは、消費者(組合員)が家族の健康を考え、本当に安心・安全な食へもの求めているということであり、

この要望を生協は真剣に受けとめて取り組んでいかなければならぬということである。

この度の執筆では都市生活者(消費者)・生協の立場から北海道の農業・農村に期待していることを述べたい。

コープこうべはなぜ「フードプラン」に取り組んだのか

フードプランとは一体何なのか、おわかりにならない方も多いと思うので少し説明しておきたい。フードプランとは、消費者にとつて大きな関心事である「安全で安心な食へもの」の入手、確保に加えて、農業をとりまく環境汚染への反省や、生態系保全への観点から、現状の農業の仕組みを根本から見

直して、「新しい食へもの」の生産のあり方を求めていこう」というものである。このフードプランという言葉はスウェーデンのストックホルム生協が取り組んでいたオールタナティブ・フード・プログラム(もうひとつの食へものづくり運動)からきている。前理事長の高村勲氏が世界三天生協シンポジウムの際でこの報告を聞き、その運動に学び、日本でも「安心・安全な食へものづくりをすすめる運動」を展開しようと考えたことに起因している。

当時(一九八九年)生協がフードプランに取り組む理由は三つあったといえる。

①時代的な背景として消費志向が多様化する中で、本当に安心・

安全な食べものを求める消費者層が増加してきており、一部、先進的組合員よりその取り組みを求める強い要望があったこと。

②生協のベーシックバリユー（基本的価値）を見直し、今日的な生協の役割・使命をより鮮明にしていく運動を展開していく必要性があったこと。

③日本の食糧自給率の観点から、生協陣営として生産者側に対して主張し、支援できる運動提起が必要であったこと。

「フードプラン」が目指すものは何か

一九九〇年にフードプラン・ガイドラインを制作した。これは、生協として「このような場所（安全な環境）で、このような方法で、このような品質のものをつくってほしい」という要望レベルをあらわしたものである。そして、五年が経過した。現在この間の実験データを基に今日の日本農業をとりまく環境も含めて、より現状にそくしたものにするためにその見直しをすすめている。その中で「フ

ードプラン」が今後目指していくものとして、以下の五点をあげている。

①消費者・生産者にとって、より安心・安全な生産物づくりを目指す。

商品（生産物）の検査でその安全性を点検するだけでなく、生産の過程を明確にして安心・安全を最大限追求する仕組みづくりをすすめる。

②生産から消費までの全過程において物質・エネルギーの循環をはかり、環境・生態系の保全を充分に考慮したものにしていへ。

③外観的な価値（市場規格・等級）にとらわれず、生産物本来の価値を見直し、消費者にとって実質的・合理的な商品づくりをすすめる。

④生産・供給が継続展開できる生産者団体を生協として支援し、双方の事業として成り立つものにしていへ。

⑤上記①～④の取り組みを組合員の参加と協力による運動として高め発展させていへ。

今後「フードプラン」は生協の中でどんな位置づけに変わるのか

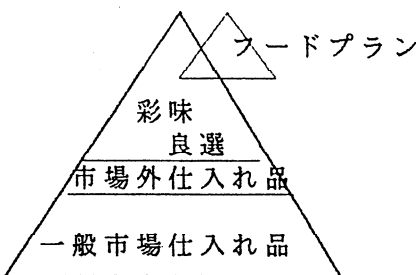
この五年間の「フードプラン」の位置づけは、生協の新しい取り組みのひとつであり、実験であった。しかし、94年度に組合員から「コープ商品のブランドが多すぎてわかりにくい、もっとわかりやすくしよう」ということで生協のPBブランドの再編が決まり、生鮮分野の「彩味良選」ブランドが廃止されることになった。

これに伴って「彩味良選」ブランドの中の減・無・有機栽培商品をフードプランガイドラインに沿って整合し、フードプランを生鮮分野の「安心・安全」ブランドとして位置づけ、本格的に事業として展開しようということなり、現在内部で検討を進めている。

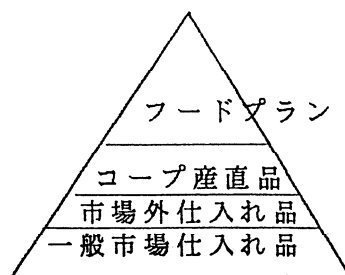
〈次のイメージ図を参照〉
（組合員の機関会議を経て図のようになり「彩味良選」ブランドがなくなり「フードプラン」が生鮮分野の「安心・安全」ブランドとして、

その中心的な位置づけにかわる。今後、コープこうべとしてフー

「現状」



「今後」



トプラン＝安心・安全な商品（減農薬・無農薬・有機栽培商品）として、大々的にアピールすると共に、組合員の運動として取り組んでいくことになる。

以上コープこうべがフードプランをどのような位置づけにし、拡大をはかるうと考えているかわかりいただけたいと思う。そこで、その受け皿である生産者側の実状をみてみよう。

日本農業の中での北海道農業の位置づけ

コープこうべの産直産地は全国に展開しているが、フードプランの産地も、鹿児島県・山口県・兵庫県・北海道と広がりを見せている。しかし、日本農業をみると生産者の高齢化・後継者不足が深刻な問題となっており、年々日本の食糧自給率は低下してきている。

私が産直バイヤーをしていた当時（83年～91年）からみてもますます深刻な状況になってきているように思う。その中で、北海道は日本の食糧基地としての役割を担えるだけのもの（環境・人的資源

など）をもっている。昨年九月に組合員約二〇名と一緒にフードプラン産地（富良野・訓子府など）を見学し、生産者の皆さんと交流

してみても、北海道農業の底力や可能性の大きさに参加した組合員全員が感嘆し・認識を新たにした次第である。また、ホクレンの皆さんにフードプランの取り組みに対して多大な協力していただいていることや、「グリーン農業」を目指して研究し努力されている実態を知って関係者の方々に深く感謝した次第である。しかし、同時に今後海外からの輸入農産物が増加してくると予測される中で、厳しい競争が待っていることも事実である。従って、北海道農業がそれらの競争に打ち勝っていくためには、消費者のニーズやウォンツをしっかりとつかんで農業に取り組むことが大切だと考える。

北海道農業に期待すること

生協・組合員の立場から北海道の生産者・農業関係者の皆さんに期待することは、

（参考図） ホクレンのフードプラン取扱概要

1, 取り組み相手先・生活協同組合 コープこうべ 京都生協 みやぎ生協

2, 取扱の年次別経過（全体）

年度	面積 (ha)	数量 (t)	栽培戸数 (戸)
平成 3	3.0	82	9
4	7.4	249	22
5	11.5	324	28
6	27.7	773	46

3, 平成 6 年度・フードプラン品目別取扱実績

品目	農協名	栽培類型	栽培戸数
グリーンアスパラガス	富良野、東山地区	減農薬	3
だいこん	苫前町、芽室町	無農薬	2
にんじん	富良野、東山地区	無・減農薬	10
たまねぎ	いわみざわ、訓子府町	減農薬	14
ながいも	帯広大正、東藻琴村	無・減農薬	2
ごぼう	東藻琴村	無農薬	2
キャベツ	富良野	減農薬	1
かぼちゃ	芽室町	無農薬	2
じゃがいも			
(だんしゃくいも)	芽室町・訓子府町	減農薬	11
(マチルダ)	芽室町・訓子府町	無農薬	2
(メークイン)	苫前町	無農薬	1

資料提供：ホクレン園芸部野菜果実課



▲ホクレン研究所でにんじん栽培の説明をうける



▲ホクレン農業総合研究所長沼研究農場で全体概況の説明を聴く

平成六年九月
北海道でのフードプラン
交流会

(参考図-2) 1993年度末の現勢

コープこうべの1994年3月31日現在の現勢は次のとおりです。

①沿革

- 1921年4月12日 神戸購買組合設立
- 1921年5月26日 灘購買組合設立
- 1962年4月1日 両生協合併、灘神戸生活協同組合誕生
- 1991年4月1日 生活協同組合コープこうべに名称変更

②組合員数……………1,118,988人

③出資金……………334億29百万円

④投資高……………146億円

⑤総事業高……………3,737億37百万円

供給高……………3,562億40百万円

生産事業高……………174億96百万円

⑥職員数

正職員……………6,093人

(男3,775人 女2,318人)

正職員平均年齢……………34歳5カ月

(男：39歳8カ月 女：25歳4カ月)

正職員平均勤続年数……………13年11カ月

(男：18年8カ月 女：5年7カ月)

(正職員平均年齢・勤続年数は3月15日現在)

嘱託……………209人

定時職員その他(アルバイトを除く)……………7,194人

合計……………13,496人

⑦事業所

本部……………1

地区本部……………8

但馬事務所・淡路事務所……………2

店舗……………152

シアア……………(1)

コープデイズ……………(4)

コープ……………(77)

コープ分店……………(7)

コープミニ……………(59)

コープリビングセンター……………(2)

コープホームセンター……………(2)

協同購入センター……………19

協同購入センター出張所(穴粟)……………1

住まいのコープ(東部・中部・西部)……………3

装いのコープ(尼崎・西宮・灘・垂水・加古川)……………5

コープ共済センター(住吉)……………1

クレリ案内センター(甲南)……………1

アニバ(住吉)……………1

コープふれあい便センター(夙川・姫路白浜・垂水・東こや)……………4

カタログセンター……………1

ギフトセンター……………1

サービスセンター(東部・中部・西部・姫路)……………4

配送センター(鳴尾浜)……………1

物流センター(配送センターデポ)(西神)……………1

低温物流センター(六甲アイランド)……………1

集配センター(玉津・深江)……………2

コープミニデポ(深江・明石)……………2

食品工場(六甲アイランド)……………1

⑧協同学苑(三木)……………1

⑨生活文化センター(住吉)……………1

⑩シアアカルチャープラザ(住吉)……………1

⑪コープセンター(宝塚・塚口・西宮北口・神戸北元町・明石・姫路)……………7

⑫コープふるさと村ちくさ(千種)……………1

⑬野外活動センターエルムいちじま(市島)……………1

⑭芦屋シーサイドテニス(芦屋浜)……………1

⑮商品検査センター(本山)……………1

⑯福利厚生施設

グラウンド(鳴尾浜)……………1

妻帯者住宅(144戸)……………6

甲東荘・宮丸荘・神吉荘・立花荘・武庫之荘住宅・大社荘

男子寮……………3

本山寮・須磨寮・三木寮

女子寮……………9

武庫之荘寮・小林寮・甲子園北寮・甲子園中寮・

芦屋寮・青木寮・鶴甲寮・鈴蘭台寮・舞子寮

⑰車両台数……………1,548台

⑱納骨堂(芦屋霊園)……………2,002室



▲訓子府町でフードプランのたまねぎ収穫状況を視察



▲試験圃場の視察

①消費者（組合員）は本当に安心して食べられる農産物を求めているということ。栽培する上で農業散布を一回でも減らすことが、たいへんなことは理解できませんが、より安全な商品を生産するために、新たな技術革新にむけて努力していただきたい。そして、北海道全体の農業運動として組織的に、かつダイナミックに取り組んでいただきたい。

（海外ではオーガニック＝有機栽培が、積極的に取り組まれている。）

②日本では北海道でしかできない、夏場の季節に多品目の商品をもっと増産し、関西方面へもどし送ってほしい。

③輸入商品との競争に勝てるような低コスト生産体制と、関西方面まで低コスト・短期間輸送の確立を急いでほしい。

（このままでは、中国・台湾や韓国のほうが時間的に早く入荷することになる。要望事項はまだまだあるが以上三点をお願いして締めくくります。）

本稿をご執筆いただいた岩崎登さんが所属されるコープこうべでは、一月一七日に起きた「阪神大震災」によって、多くの組合員の尊い人命を失いました。さらに、本部施設をはじめとする事業関連施設にも甚大な被害を受けられました。

原稿執筆をお願いした際に、電話の向こうから「フードプラン事業はさらに内容を充実させる計画を持っており二月の組織討議を経て新しい方針を打ちしますよ」と、力強く語っておられました。今回の大災害によって先送りを余儀なくされるであろうとの、ホフレン関係者の見通しを聞き、さぞ残念な思いにかられておられるものと拝察をいたします。

「阪神大震災」で犠牲になられました多くの尊い御霊のご冥福を心からお祈りし、被災地域が一日も早く復興されますようご祈念申し上げます。

社団法人北海道地域農業研究所

